九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

拍手数の記述に関する覚え書き ： 9世紀と10世紀の儀式書を対象として

矢向, 正人
九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門

https://doi.org/10.15017/4706171

出版情報：芸術工学研究. 35, pp.29-51, 2021-10-01. 九州大学大学院芸術工学研究院
バージョン：
権利関係：

受付日：2021 年 6 月 15 日、受理日：2021 年 8 月 23 日

拍手数の記述に関する覚え書き
9 世紀と 10 世紀の儀式書を対象として

Memorandum on the Description of the Number of Clapping
On the Ritual Books of the 9th and 10th Centuries

矢向正人 [1]
YAKO Masato

Abstract

This paper examines the number of handclaps used in worship in the 9th and 10th centuries based on descriptions of clapping hands in Japanese ceremonial texts from these periods. In the legal ritual books of the *ritsuryō* system of the 9th and 10th centuries, such as *Kōtai Jingū Gishikichō* (皇太神宮儀式帳), *Toyukegū Gishikichō* (止由気宮儀式帳), *Dairi Gishiki* (内裏儀式), *Gishiki* (儀式), *Engishiki* (延喜式), and *Saikyūki* (西宮記), the word "clapping" appears along with the number of claps. The descriptions of clapping in these texts have been mentioned in the literature related to *kokugaku* and Shintō. However, few studies have focused on the number of claps in these periods. This is because the number of claps in a "step" (*dan* 段), which is a division of the total number of claps, could be interpreted in various ways, and no explicit rule has been known. Therefore, this paper first proposes a descriptive method that allows for the widest interpretation of the number of claps in a step. Then, using this method, this paper examines the perceptions and tendencies of the number of claps and the relationship between that and the number of bows that appear in the ceremonial texts of these periods.

連絡先：矢向正人，yako@design.kyushu-u.ac.jp
1 九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門
Department of Communication Design Science, Faculty of Design, Kyushu University

1. はじめに

過去の拍手を研究するときに、拍たれた拍手の回数を知ることができれば、どのように掌を拍ったのかなどの検討に役立てることができる。筆者は前稿で、『魏志倭人伝』に現れる搏手を対象に、中国の文献、考古資料にも言及しつつ、日本で拍たれたことが確認できる最初の拍手について論じた（矢向 2021）。『魏志倭人伝』以後、拍手の語は、『日本書紀』、『続日本紀』などにも現れるが、何回拍たれたのか、掌をどのように拍ったのかなどを、具体的に知ることはできない。しかし、9 世紀になると、法制化された儀式書には、拝礼としての拍手の仔細が記されるようになる。本稿で検討対象とするのは、それらの拍手記述に併記されている拍手数である。9 世紀以後の儀式書に記される拍手については、これまで国学や神道関連の文献で言及されることがあったが、拍手数に的を絞った検討となるとほとんどみられない。本稿では、9 世紀と 10 世紀の儀式書に記された拍手の記述を対象に、拍手数についての認識と傾向性を探る。なお、本稿は日本の拍手の起源に関する筆者の一連の研究の一環をなすものである。

2. 日本の文献における拍手数の認識

まず、研究の背景として、儀式書に拍手数の記述が現れるまでの拍手の記述を、古文献にたどってみよう。『日本書紀』の巻三十持統天皇の四年正月条に、持統天皇の即位（690 年 2 月 14 日）において、即位した新天皇に群臣が拝礼し拍手したことが、「四年春正月戊寅朔、［……］畢、忌部宿禰色夫知、奉上神璽劒鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮、羅列匝拝、而拍手焉」（［……］畢りて忌部

宿禰色夫知、神璽の剣・鏡を皇后に奉上る。皇后、即天皇位す。公卿百寮、羅列りて匝く拝みたてまつりて、手拍つ）（坂本他 1965:500-501）と記されている。皇后が天皇の位に就くと、公卿と百寮が並んで拝み、手を拍ったことがわかる。

次に、『続日本紀』廿八の三の神護景雲改元是日（767年8月8日）に、道鏡が西院の寝殿に六百人の僧を招き斎会を設けたときの拍手が「参河国言、慶雲見。屈僧六百口於西宮寝殿設斎、以慶雲見也。是日、緇侶進退、無復法門之趣。拍手歓喜一同俗人」（参河国言さく、慶雲見えたりと。僧六百口を屈して西宮の寝殿に於きて斎を設く。慶雲見えたるを以てなり。是の日緇侶の進退、法門の趣に復すること無く、手を拍ちて歡喜すること一ら俗人に同じくせしむ）（今泉 1986:695）と記されている。僧侶の振舞いは仏門にある者のようではなく、手を拍って歓喜する様子は俗人と同じであったとある。以上は、拍手が慶賀と歓喜を表現する儀礼で拍たれたことを示す事例でもある。

その後、拍手が拝の回数に関連づけられる記述が現れる。『日本後紀』延暦十八年（799）春正丙午朔に、「皇帝御大極殿受朝。文武官九品以上蕃客等各陪位。減四拝爲再拝。不拍手。以有渤海国使也（黒板 1934:15）（帝、大極殿にましまして、朝を受く。[……]四拝を減じ再拝となし、手を拍たず。渤海国使在るを以てなり）とある。799年の正月朝賀式において四拝及び拍手が停められたことが明記されており、拍手のあり方が、拝の回数と関連づけられて認識されていることがわかる。但し、拍手数についての具体的な記述が現れる文献は、以下に述べる『皇太神宮儀式帳』、『儀式』などの儀式書からである。

3. 本稿の記述方法

本稿では、9世紀と10世紀の主要な儀式書に記される拍手の回数を整理した。検討対象は、皇太神宮における儀式等を記した延暦23（804）年の『皇太神宮儀式帳』（以後『皇太』と略記）、『止由気宮儀式帳』（以後『止由』と略記）、及び、以後10世紀までの儀式次第を記した『儀式』、『内裏儀式』、『延喜式』、『西宮記』である。これらの儀式書に記されている拍手について、拍手数、拍手と拝との関係に的を絞って整理した。もちろんこの6文献のみでは、その後の神社祭式の作法に連なる拍手数を検討するためには不十分である。本稿で検討対象を9世紀から10世紀までの儀式書に限定した理由は、拍手を研究する際に、拍ち方や記述方式が短い期間で変化している可能性を考慮したからである。拍手は、道具や熟練を要しない日常的な動作であるため、同じ拍ち方が長期にわたって維持されにくい。9世紀の『皇太』から10世紀の『西宮記』までにおいても、拍ち方が変わっている可能性がある[*1]。検討に際しては、異なる儀式書の比較よりも、同一儀式書内での比較を重視した。

儀式書本文には、拍手数についての情報が十分に記されてはいない箇所がみられる。例えば、大勢により手を拍つと想定されるとき、全員で拍ったのか、順次拍ったのか、書き分けられている箇所もあるが、省略されたと考えられる例もある。これらの不明確な箇所の検討に際しては、文脈からの判断は試みたが、多くの箇所では解釈を織り込まず、記述されているままを検討することに努めた。また、後代の言説や神社祭式等の拍手をもとに、拍手数を推定することも避けた。以上の方針にもとづき、拍手と拍手、拍手と拝とが近接して規定されている箇所について、拍手を含む動作の流れとして記述し検討した。

次節から、儀式書に現れた拍手を順に挙げていく。原文の拍手には通番を記した。原文に「拍」の語が記されていない箇所では、文脈から拍手と推測されても、原則として番号を振っていない。但し、順次の拍手であることが原文中に明記されている場合には、「拍」が省略されていても、番号を振った。手拍子は検討から除外した。この理由は、手拍子は拍たれる回数が特定されず、本稿で検討する拍手数に知見を得ることができないと判断したからである。儀式書の原文に加えて、拍手数および拝との関係を見やすくするため、原文から拍手と拝のみを抜粋し、原文の後に、一連の拍手行為の骨組みとして記した。骨組みに、丸括弧で拍手者を示した例、拍手に先行後続する行為を付記した例もある。『皇太』、『止由』、『儀式』、『延喜式』、『西宮記』は神道大系本、『内裏儀式』は故実叢書本を底本とした。『西宮記』は本文のみを対象とした。『皇太』、『止由』は群書類従本、『儀式』は故実叢書本、うち「践祚大嘗祭」は皇學館大学本、『延喜式』は訳注日本史料本、『西宮記』は故実叢書本及び尊経閣善本影印集成本を参照した。

4. 『皇太神宮儀式帳』及び『止由氣宮儀式帳』の拍手

延暦23年（804年）の『皇太』及び『止由』に現れる拍手を検討する。まず、『皇太』「年中行事并月記事」における二月例から九月例までの拍手、次に、『止由』「三節祭等并年中行事月記事」における二月例から九月例までの拍手を挙げる。

4.1.『皇太』二月例

4.1.1.「宇治大内人二枝捧[弓]、太神宮司[仁]給。即宮司1手拍給[弓]、禰宜生絹[乃]明衣并冠着、左右肩[仁]木綿多須岐懸[弓]、太玉串四枝2手拍[弓]、給[弓]捧持[弓]左方立」(胡麻鶴・西島 1979:140)[*2]。➡【手拍(宮司)…→手拍(禰宜)】

4.1.2.「即玉串進畢、四段拝奉[弓]、3 短手二段拍、一段拝奉、又更四段拝奉、4短手二段拍[弓]、一段拝奉畢、即罷出[弓]、荒祭宮版位就座、四段拝奉、5 短手二段拍畢、即使并大神宮司、外直会殿就座[……]使并宮司直会給、6手二段拍、物給畢[弓]、7後手一段拍[弓]、罷出御厨[仁]」(胡麻鶴・西島 1979:141-142)。➡【四段拝(一同)→短手二段拍→一段拝→四段拝→短手二段拍→一段拝→四段拝→短手二段拍→(直会)→手二段拍(使并太神宮司)→後手一段拍→出[*3]】。

4.2.『皇太』六月例

4.2.1.「合十四人、常参入内院供奉。然即於大神御前[尓]共列、四度拝奉、8手四段拍、又後四度拝奉、9手四段拍畢退」(胡麻鶴・西島 1979:153)。➡【四度拝(一同十四人)→手四段拍→四度拝→手四段拍→退[*4]】。

4.2.2.「即大神宮司以御蘰木綿参入[弓]、正道同重跪、向大神宮侍。即命婦退出受取奉親王[尓]。即親王10拍手[弓]取木綿着蘰。大神宮司復執太玉串[弓]参入[弓]、跪同侍。即命婦亦出受取奉親王[尓]。即親王 11 拍手[弓]自執[弓]捧参入内玉垣御門、就坐席」(胡麻鶴・西島 1979:154)。➡【→拍手(親王)…→拍手(親王)】。

4.2.3.「禰宜着明衣冠、木綿多須岐左右肩懸[弓]、宇治大内人・[毛]、又如禰宜装束、即蘰木綿、并太玉串捧持。大神宮司跪、12手一段拍給、次禰宜[毛]同給、宇治大内人[毛]同給[留]。已上三人[波]、太玉串給時[尓]、13人別拍手[弓]給」(胡麻鶴・西島 1979:155)。➡【跪→手一段拍(大神宮司)→手一段拍(禰宜)→手一段拍(宇治大内人)】。大神宮司、禰宜、宇治大内人が順次一段の拍手をして太玉串を受ける。省略して記されている。

4.2.4.「大物忌父開東宝殿、御調糸進入畢。即罷出就本座訖。則四段拝奉、14八開手拍[弓]、15短手一段拍拝奉、又更四段拝奉、16八開手拍[弓]、17短手一段拍、則一段拝奉[弓]罷出。向荒祭宮、四段拝奉、18短手二段拍、一段拝奉、19 短手二段拍、一段拝奉。[但内親王不向荒祭宮]。然畢時、諸司・官人等、并諸刀禰等、皆悉直会殿付坐、大直会被給畢時、20 後手一段拍」(胡麻鶴・西島 1979:156)。➡【四段拝→八開手拍→短手一段拍→拝→四段拝→八開手拍→短手一段拍→一段拝→出(移動)→四段拝→短手二段拍→一段拝→短手二段拍→一段拝→(直会)→後手一段拍[*5]】。14及び16に八開手の語がみえる。

4.2.5.「皆悉参集、仕奉行事、向正殿四段拝奉[弓]、21短手拍、又再拝奉畢。先其宮内人等儛仕奉。次物忌父儛。次禰宜儛。次大内人儛。次諸内人、物忌父等、人別次々儛畢。即 22 後手拍一段、罷出[*6]」(胡麻鶴・西島 1979:157,158)。➡【四段拝(一同)→短手拍→再拝】【舞畢→後手拍一段】。動作の流れが前後で途切れており、21の短拍手と22の後手は、別々の拍手とみなすことができる。『大神宮儀式解』には、短拍手21に後続する再拝は四段拝であると述べられている[*7]。

4.3.『皇太』九月例

九月例にも二月例、六月例とほぼ同様の記述がある。

4.3.1.「即大神宮司御蘰木綿捧、向北跪侍。内侍罷出[弓]、受[弓]転親王奉。即親王23手拍受。宮司又太玉串捧持、向北跪侍。又内侍罷出[弓]、受[弓]転親王奉、即親王24手拍受[弓]、即内親王自発、内玉垣御門就座席」(胡麻鶴・西島 1979:174)。➡【→手拍(親王)…→手拍(親王)】。六月例の4.2.2と同じ並びである。

4.3.2.「即諸刀禰等共四段拝奉[弓]、25八開手拍、即26短手一段拍[弓]、一段拝奉、又更四段拝奉[弓]、27八開手拍、次28短手一段拍、一段拝奉畢。即罷出[弓]、向荒祭宮[弓]、四段拝奉、29 短手一段拍、拝奉畢。[但親王不向荒祭宮給]。即駅使、并斎宮諸司等、皆悉就食坐。但禰宜、内人等[波]、荒祭宮正殿開[弓]、朝庭幣帛、并神衣絹一匹進上畢。即還[弓]大直会被給畢、30後手一段拍」(胡麻鶴・西島 1979:176)。➡【四段拝(刀禰等)→八開手拍→短手一段拍→一段拝→四段拝→八開手拍→短手一段拍→一段拝→出(移動)→四段拝→短手一段拍→拝→(直会)→後手一段拍】。『皇太』六月例の4.2.4と基本的に同じ並びである。六月例における18の短手は二段であり、かつ繰り返されるが、九月例における29の短手は一段である[*8]。30の後手一段は直会等を挟んでから拍たれるが、拍手を含む一続きの動作の流れとしても認識できる。

4.4.『止由』二月例

『止由』は外宮の儀式帳である。

4.4.1.「菅裁物忌父造奉[留]太玉串[乎]、禰宜捧[弓]太神宮司[尓]給。31 短手一段拍受取、禰宜[毛]共同被給[弓]、即発」(胡麻鶴・西島 1979:263)。➡【短手一段拍(太神宮司)→受】。

4.4.2.「奉置。[先・太神宮司東方、次禰宜西方]。然即四段拝奉[弓]、32短手二段拍、一段拝奉、又更四段拝奉、33短手二段拍[弓]、一段拝奉了。即罷出向高宮、四段拝

奉、34 短手二段拍了。即使并太神宮司、外直会殿就坐、即給直会、35 短手二段拍、給了時、36 後手一段拍罷出、即内宮参入」（胡麻鶴・西島 1979:264）。➡【四段拝(一同)→短手二段拍→一段拝→四段拝→短手二段拍→一段拝→四段拝→短手二段拍→(直会)→短手二段拍→後手一段拍】。『皇太』二月例の 4.1.2 と類似する流れである。四段拝を軸にしており八開手は拍たれない。

4.5.『止由』六月例

4.5.1.「菅裁物忌父造奉[流]太玉串、禰宜捧[氐]大神宮司[尓]給。司 37 短手一段拍受。次禰宜[毛]共被給[氐]、共発[氐]列立」（胡麻鶴・西島 1979:278）。➡【短手一段拍(司)→受】。

4.5.2.「即諸刀禰等共発、四段拝奉[氐]、38 八開手拍、39 次短手一段拍[氐]、一段拝奉。又更四段拝奉[氐]、40 八開手拍、次 41 短手一段拍[氐]、一段拝奉[*9]。然罷出。先太神宮司、次禰宜、次内人等。然向高宮四段拝奉[弖]、42 短手二段拍、一段拝奉。[但内親王不向高宮]。然了時、諸司官人等并諸刀禰等、皆悉直会殿就座、給大直会、43 短手二段拍。[先始拍太神宮司、次斎宮諸司官人已上司、次諸刀禰等]。被給了時、44 後手一段拍」（胡麻鶴・西島 1979:279-280）。➡【四段拝(刀禰等)→八開手拍→短手一段拍→一段拝→四段拝→八開手拍→短手一段拍→一段拝→出(移動)→四段拝→短手二段拍→一段拝→(直会)→短手二段拍(太神宮司→斎宮諸司官人已上司→刀祢等)→後手一段拍】。『皇太』六月例の 4.2.4 等と基本的に同じ並びである。直会後に短手二段を拍つ。

4.6.『止由』九月例

4.6.1.「菅裁物忌父造仕奉太玉串[乎]、禰宜捧[弖]、大神宮司[尓]給。司 45 短手一段拍受。次禰宜[母]給[弖]共発[弖]列立」（胡麻鶴・西島 1979:297）。➡【短手一段拍(宮司)→受】。『止由』六月例の 4.5.1 と同様の記述である。

4.6.2「即諸刀禰等共発、四段拝奉[弖]、46 八開手拍。次 47 短手一段拍[弖]、一段拝奉。又更四段拝奉[弖]、48 八開手拍。次 49 短手一段拍[弖]、一段拝奉。畢即罷出。先使王、次中臣、次忌部、次大神宮司、次禰宜、次大内人等。如是罷出[弖]、高宮四段拝奉[弖]、50 短手二段拍、一段拝奉。[但内親王不向高宮]。畢即始駅使并斎宮諸司等、及至于諸司番上、皆悉就直会殿、給大直会。先 51 短手二段、[先大神宮司、并斎宮・主神司、次駅使已下、斎宮諸司已上、次諸司番上已上、并諸刀禰等]。被給畢時、52 後手一段拍」（胡麻鶴・西島 1979:299）。➡【四段拝(刀禰等)→八開手拍→短手一段拍→一段拝→四段拝→八開手拍→短手一段拍→一段拝→出(移動)→四段拝→短手二段拍→一段拝→(直会)→短手二段(大神宮司等→斎宮諸司已上等→刀祢等)→後手一段拍】。『止由』六月例の 4.5.2 と同様の記述である。

5.『内裏儀式』の拍手

次に、『内裏儀式』に現れる拍手を検討する。持統天皇即位の拝礼における拍手は定例化し、また、即位と似た形式を持つ元日の朝賀儀礼にも取り入れられる。『内裏儀式』には、この儀礼における両段再拝とそれに伴う拍手が記されている。『内裏儀式』は、その成立年代や編者など不明な点が多いが、西本昌弘は『内裏儀式』に「両段再拝・拍手・揚賀声」と記されている例が複数あることを指摘し、同書における拍手の役割を検討している（西本 1997:130-133）。『内裏儀式』に現れる拍手には、「拍手両段」と「拍手」とがある。拍手のこれらの記述には一斉に拍つか身分ごとに順次に拍つか不明である例もあるが、骨組みには原則として原文に記されている通りに示している。

5.1.『内裏儀式』元旦受群臣朝賀式

5.1.1.「皇太子称唯両段再拝 53 拍手揚賀声訖、[諸蕃入朝者不拍手群臣亦同之]…→王公百官審客拝賀如常」（故実叢書編集部 1993:5）。➡【称唯→両段再拝→拍手(皇太子)→賀声】[*10]。

5.1.2.「群臣在位者共称唯宣命者退復本列群官俱再拝両段 54 拍手両段毎拍手両段揚賀声両段」（故実叢書編集部 1993:6）。➡【称唯→両段再拝→拍手両段(群臣)→賀声】。両段拍手すると両段の賀声を発する。拍手も賀声も「両段」として数を対応づけたとも考えられる。「俱」とあるので群臣全員で拍ったと考えられるが、同時に拍つのではなく順次に拍たれる可能性も否定できない。

5.2.『内裏儀式』元日会

5.2.1.「皇太子先称唯 55 拍手揚賀声親王以下復然訖就座」（故実叢書編集部 1993:6）。➡【称唯→拍手(皇太子)→賀声→称唯→拍手(親王以下)→賀声】。

5.2.2.「内侍賜御被於皇太子皇太子 56 拍手称唯揚賀声出自東閤中務唱名賜親王以下 57 拍手揚賀声」（故実叢書編集部 1993:6-7）。➡【拍手(皇太子)→称唯→賀声→拍手(親王以下)→賀声】。

5.3.『内裏儀式』七日宴会式

5.3.1.「被叙者少進異位重行再拝両段 58 拍手両段揚賀声退出」（故実叢書編集部 1993:8）。➡【両段再拝→拍手両段(複数人)→賀声】。拍手両段が同時でなく順次拍たれた

可能性も考えておきたい。

5.3.2.「若叙親王者参入宣命訖卿前叙品訖退就本列親王再拝 59 拍手揚賀声退出」（故実叢書編集部 1993:8）。➡【再拝→拍手(親王)→賀声】。西本によると「再拝」は「両段再拝」の省略である（西本 1997:132）。

5.3.3.「皇太子以下 60 拍手揚賀声」（故実叢書編集部 1993:8）。➡【拍手(皇太子以下)→賀声】。

5.4.『内裏儀式』五月五日観馬射式

5.4.1.「有頃蔵人等各執続命縷[此間謂薬玉]賜参議以上佩之皇太子先独 61 拍手揚賀声親王以下降殿 62 拍手揚賀声」（故実叢書編集部 1993:11）。➡【拍手(皇太子)→賀声→拍手(親王以下)→賀声】。

6.『儀式』の拍手

『貞観儀式』は貞観 14 年(872)から同 18 年(876)の間に成立したと考えられている官撰の儀式書であり、同書中の「践祚大嘗祭儀」に現れる拍手の記述は、この時期の拍手数を検討するときに欠くべからざるものである。

6.1.『儀式』祈念祭儀

6.1.1.「中臣進就庭座、読祝詞、毎一段了、祝部称唯、読訖中臣退出、神祇官 63 拍手両段、次大臣以下・五位以上、次諸司主典以上、次祝部、並不称唯、然後皆復本座」（渡邊 1980:5-6）。➡【拍手両段(神祇官)→拍手両段(大臣以下・五位以上)→拍手両段(諸司主典以上)→拍手両段(祝部)】。神祇官以下、両段拍手を順次拍つ。

6.2.『儀式』春日祭儀

6.2.1.「神主和舞、次祐已上一人、次氏人五位已上二人、次六位已下二人、觴三行、64 拍手一段、訖斎女還」（渡邊 1980:11）。➡【盃→拍手一段→還】。盃が三度行き渡り、手を一段拍つ。

6.3.『儀式』大原野祭儀

6.3.1.「次神馬四疋・走馬八疋牽列神殿前、近衛将監・馬寮允前行、次神主著木綿鬘、就祝詞座、両段再拝、大臣以下共拝、読祝詞了、亦両段再拝、65 拍手四段、訖各就直会殿座」(渡邊 1980:13)。➡【両段再拝→拍手四段】。神主は祝詞の座に着いて両段再拝する。大臣以下も共に拝む。祝詞を読み終わると両段再拝して手を拍つ。

6.3.2.「神主和儛、次祐一人、次氏人五位以上二人、次六位二人、觴三行、66 拍手一段、訖内侍候院、給五位已上食」（渡邊 1980:13-14）。➡【盃→拍手一段→食】。

6.4.『儀式』園并韓神祭儀

6.4.1.「先賜神祇官人、訖丞賜参議已上、録賜五位已上、次史生賜諸司判官以下・召使已上、次蔵部賜諸司史生已下・歌女已上、並 67 拍手受之、[主典已上安芸木綿、自余汎木綿]、訖御巫先進、再拝両段、神祇官共拝、御巫微声宣祝詞、再拝如初、御巫 68 拍手両段」(渡邊 1980:15)。➡【拍手(皆並)→受…両段再拝→拍手両段(御巫)】。蘰木綿を賜う拍手である。皆が拍手して受ける。68 の拍手両段の直前の「再拝如初」は両段再拝と考えられる。

6.4.2.「訖属趨入就版、申云、御飯賜了、神祇官 69 拍手三段、[先後称唯]、酒盃三行、了 70 拍手一段、大臣已下次退出」（渡邊 1980:16）➡【拍手三段(神祇官)→称唯→拍手一段】。属が御飯を賜い終えたと述べると、神祇官が三段拍手し、先後の者が応答の声を発する。盃が三度行き渡り、手を一段拍つ。

6.5.『儀式』平野祭儀

6.5.1.「大夫転献皇太子、71 拍手称唯、受而著之」（渡邊 1980:18）。➡【拍手(皇太子)→称唯→受】。蘰木綿を賜う拍手であり、皇太子は手を拍ち応答の声を発し、受けてこれを着ける。

6.5.2.「神主再拝、皇太子以下亦再拝、[神主起拝、自余居拝、下同]、神主読祝詞、了皇太子以下亦両段再拝、72 拍手四段、訖神主退出」（渡邊 1980:18-19）。➡【両段再拝→拍手四段(皇太子以下)】。神主が祝詞を読むと、皇太子以下は両段再拝し拍手する[*11]。

6.5.3.「大膳属趨立、[省録立処]、申云、御飯了、諸司 73 拍手三段、[先後称唯]、觴三行、亦 74 拍手一段、訖外記執見参文進大臣」（渡邊 1980:19-20）」。➡【拍手三段(諸司)→称唯→拍手一段(諸司)】。御飯を先ず神祇官に賜わり、次に親王以下に賜わる。諸司は三段拍手し応答の声を発すると、盃が三度行き渡り、手を一段拍つ。

6.6.『儀式』松尾祭儀

6.6.1.「属趨立、[省録立処]、申云、御飯賜了、諸司 75 拍手三段、[先後称唯]、觴三行、亦 76 拍手一段、訖各散去（渡邊 1980:21）。➡【拍手三段(諸司)→称唯→拍手一段(諸司)】。平野祭儀の 73,74 と同様の拍手である。

6.7.『儀式』神今食儀

6.7.1.「訖属趨立申云、御飯賜了、諸司共 77 拍手三段、[先後称唯]、酒盞三行、亦 78 拍手一段、各了依次散去」（渡邊 1980:31）。➡【拍手三段(諸司)→称唯→拍手一段(諸司)】。平野祭儀の 73,74、松尾祭儀の 75,76 と同様の拍手である。

6.8.『儀式』践祚大嘗祭儀

大嘗祭とは即位儀に続いて斎行される天皇親祭である。その全容を知ることができるのが『儀式』における「践祚大嘗祭儀」である。

6.8.1. 践祚大嘗祭儀の卯日の儀には、古詞や舞の奏上に続いて、皇太子以下が跪いて拍手する儀が定められている。「於御在所屏外、北向立、奏風俗歌舞、[主基亦同]、皇太子以下・五位以上、就庭中版、跪 79 拍手四度、[度別八遍、神語所謂八開手是也、皇太子先拍手南退、次五位以上 80 拍手]、六位以下亦如是、[其小斎人不在拍限]」(渡邊 1980:83)。➡【跪→拍手四段、段別八遍(皇太子)→退→拍手四段、段別八遍(五位以上)→退→拍手四段、段別八遍(六位以下)→退】。まず、皇太子一人で拍つのに続き、身分の順にそれぞれ八遍四度の拍手を拍っていく。段と度は、ここでは同じ意味である。跪いて拍つことはこの拍手が威儀を正した作法であることを示す。

6.8.2. 践祚大嘗祭儀の辰日の儀には、多米都物の進上を弁の大夫が奏上し退出したあと、皇太子以下の退出の拍手が定められている。「跪奏両国所献多米都物色目[……]訖退出、皇太子先跪 81 拍手退出、次五位以上共 82 拍手、次六位以下 83 拍手、四段、[段別八度、所謂八開手者也]、訖以次退出」(渡邊 1980:86-87)[*12]。➡【跪→拍手四段、段別八度(皇太子)→退→拍手四段、段別八度(五位以上)→退→拍手四段、段別八度(六位以下)→退】。骨組みには順次の拍手を補記している。

6.8.3. 巻四にはその後、「録申云、御飯賜、畢公卿以下 84 拍手四段、各退出」(渡邊 1980:95)。➡【拍手四段(公卿以下)→退】とある。

6.9. 『儀式』鎮魂祭儀

6.9.1. 「大膳進・属以下共起、賜神祇官、次大臣以下、訖大膳進就版、申云、御飯賜畢、共 85 拍手三度、[先後称唯]、觴三行、亦 86 拍手一度、[不称唯]、訖各退出」(渡邊 1980:138-139)。➡【拍手三度(一同)→称唯→拍手一度(一同)】。平野祭儀の 73,74、松尾祭儀の 75,76、神今食儀の 77,78 と同様の拍手である。

6.10. 『儀式』九月伊勢大神宮幣儀

6.10.1. 『儀式』巻五の九月十一日奉伊勢大神宮幣儀に、「忌部参来、忌部称唯、升殿跪、87 拍手四段、先執豊受宮幣、授後執大神宮幣、[拍手如元]、自持復版、[88 毎執幣拍手一段]」(渡邊 1980:151)。➡【跪→拍手四段(忌部)→…→拍手一段→拍手一段】。弊を取るごとに拍手一段と注記されている。幣は豊受宮幣と大神宮幣であるので、拍手一段を二回拍つとし、骨組みにはそのように記している。

6.11. 『儀式』任出雲国造儀

6.11.1. 『儀式』巻十の太政官曹司庁任出雲国造儀に、「其位其出雲国造[尓]任賜[天]、冠位上賜[比]、御手物賜[久止]宣、国司・任人共称唯、再拝両段、89 拍手四段、参議已上及弁大夫以下還就本座、掃部寮進敷簀中庭、式部史生置位記筥、録一人進就簀賜位記、録一人留位記、史生進撤位記筥、次掃部寮撤簀、次録一人進禄所唱賜、毎賜一物 90 拍手、[大蔵省預積禄庭中、絁十匹、糸廿絇、布廿端]。任人持絁十匹退出」(渡邊 1980:286)とある。➡【称唯→両段再拝→拍手四段(任人)→就座】【賜→拍手→退】。任出雲国造儀と次の任紀伊国造儀は太政官曹司で行われた儀式であり、任人が再拝両段し拍手四段を拍つ。骨組みには記していないが、後半の段数表記がない拍手(90)は、物を賜るごとに拍たれる(次田 2008:496)。

6.12. 『儀式』任紀伊国造儀

6.12.1. 『儀式』巻十の太政官曹司庁任紀伊国造儀に、「宣制曰、官姓名[乎]紀伊国造任賜[波久止]宣、国造称唯、再拝両段、91 拍手四段、宣命者復本列、訖任人退出」(渡邊 1980:287-288)とある。➡【称唯→再拝両段→拍手四段(国造)】。

7. 『延喜式』の拍手

『皇太』に 120 年ほど遅れ延長 5 年(927)に成立した『延喜式』は、制度化された儀式の細則を記している。

7.1. 『延喜式』祈念祭

7.1.1. 「中臣進就座宣祝詞、毎一段畢祝部称唯、宣訖中臣退出、大臣以下諸司 92 拍手両段、不称唯、然後皆還本座」(虎尾 1991:18)。➡【拍手両段(大臣以下諸司)→還】。骨組みに記していないが、順次拍たれている可能性がある。

7.2. 『延喜式』鎮魂祭

7.2.1. 「先吹笛一曲、即調御琴、歌者始奏、神部於堂上催 93 拍手、御巫及猿女等依例舞、訖即神祇官五位六位各一人、[中臣、忌部]、及侍従五位以上二人、宮内丞一人、内舎人二人、大舎人二人、以次進舞於庭、訖就本座、弁官命官掌、喚宮内省、令賜酒食、行酒三坏以後、94 拍後手退出」(虎尾 1991:68)。➡【賜酒→拍後手】。93 の拍手は手拍子である可能性があるため検討から除外した[*13]。後手による 94 の拍手のあとに退出する。

7.3. 『延喜式』負幸

7.3.1. 「出雲之国造[止]今定給[幣留]姓名[尓]、賜負幸之物[久止]宣、国造称唯、再拝両段、95 拍手両段、訖進大刀案下跪之、神部取大刀授之、拍手賜之、[96 拍手両段]、退授後取之人、即就版位、次大蔵録喚国造、国造就跪禄下、後取一人進、先取絲給国造、97 拍手一度、賜而授於後取」(虎尾 1991:98)。➡【称唯→両段再拝→拍手

両段(国造)→跪→拍手両段(国造)→跪→拍手一度(国造)】。96の拍手両段は小字で記されている。出雲の国造が新任の式で天皇から負幸物を賜るときの拍手である。『儀式』任出雲国造儀の 6.11.1(89,90)の後に、神祇官庁において負幸物を賜る式が、『延喜式』のこの文である。

7.4.『延喜式』神衣祭

7.4.1.「大神宮司宣祝詞、訖共再拝両段、98 短拍手両段、膝退再拝両段、99 短拍手両段一拝、訖退出、即詣荒祭宮、供御衣如大神宮儀、但再拝両段、100 短拍手両段退出」(虎尾 1991:115-116)。➡【両段再拝→短拍手両段→両段再拝→短拍手両段→一拝】。伊勢大神宮において神御衣として絹や麻などを奉る祭りである。拍手100は拍手99を繰り返し述べたものである(虎尾 2000:193)。

7.5.『延喜式』六月月次祭

7.5.1.「斎内親王 101 拍手而執著鬘、神宮司又持太玉串[著木綿賢木、是名太玉串]、入同門而跪、命婦亦転奉、斎王 102 拍手而執捧、[……]斎内親王并衆官以下、再拝 103 拍八開手、次 104 拍短手再拝、如此両遍、既而衆官退出、即使及宮司以下、向多賀宮[斎王不向]、再拝両段、105 拍短手両段、退就解斎殿給酒食」(虎尾 1991:117-118)。➡【→拍手(斎内親王)…→拍手…→再拝(親王以下)→拍八開手→拍短手→再拝…→両段再拝(使・宮司)→拍短手両段】。斎内親王により八開手と短手が拍たれる[*14]。

7.6.『延喜式』禰宜位記

7.6.1.「史喚名給、[殿前東向、被喚名禰宜内人、北上東面重行]、訖則奉拝大神、[106 拍手両段]、次北向朝拝、但度会宮西向行事、余儀同大神宮、若禰宜給五位位記者、於中重給之」(虎尾 1991:139-140) ➡【拝→拍手両段→拝】。角括弧が付された106の拍手両段は、「拝」の一部として拍たれる拍手である。

7.7.『延喜式』三年潔斎

7.7.1.「別当大夫已下卜食者、共再拝両段、但九月、六月、十二月不参、至十六七日、参入再拝両段、107 長拍手両段、斎王不拍手、斎終之後、乃向伊勢大神宮」(虎尾 1991:169)➡【両段再拝→長拍手両段(卜食者)→向】。卜食者等は長拍手するが、潔斎している斎内親王は手を拍たない。

7.8.『延喜式』三時祭

7.8.1.「神宮司執鬘木綿、入外玉垣門而跪、命婦出受以奉、斎王 108 拍手而執著鬘、又神宮司持太玉串、入同門而跪、命婦亦転奉、斎王 109 拍手而執、捧入内玉垣門就座席、[命婦若女孺二人陪従]、避席進前再拝両段、訖玉串授命婦、受転授物忌、受執立瑞垣門西頭、斎王還就本座、宮司宣祝詞、訖物忌内人奉幣帛案、斎王并衆官以下、再拝 110 拍八開手、次 111 拍短手再拝、如此両遍、既而衆官退出」(虎尾 1991:177-178)➡【拍手(斎内親王)→…→拍手→…→両段再拝】【再拝→拍八開手(親王以下)→拍短手→再拝】。110の直前の「再拝」は、訳注日本史料本の補注によると、「両段再拝」の省略である(虎尾 2000:814)。後半に、「再拝→八開手→短手→再拝」を二度行う。前半の両段再拝は拍手と近接しているとは言えないが、骨組みに記している。

7.9.『延喜式』踐祚大嘗祭

7.9.1. 踐祚大嘗祭式の卯日には、「群官初入隼人発声、立定乃止、進於楯前、拍手歌儛、五位以上共起、就中庭版位、跪 112 拍手四度、度別八遍、[神語所謂八開手是也、皇太子先拍手而退、次五位以上 113 拍手]、六位以下相承 114 拍手亦如之、[……]又国栖等奏古風、及皇太子以下拍手等、並同悠紀儀」(虎尾 1991:239-240) とある。➡【跪→拍手四段、段別八遍(皇太子)→退→拍手四段、段別八遍(五位以上)→退→拍手四段、段別八遍(六位以下)→退】。皇太子一人で拍つのに続き、身分の順にそれぞれ八遍ずつ四度拍つ。なお、当該箇所の前の「拍手歌儛」、また「国栖等奏古風」に後続する皇太子の拍手は手拍子であるため通番を付していない[*15]。

7.9.2. 同辰日には、「跪奏両国所献供御及多明物色目、訖退出、皇太子先 115 拍手退出、次五位以上倶 116 拍手、六位以下相承 117 拍手、並如前儀、以次退出」(虎尾 1991:241)➡【拍手四段、段別八遍(皇太子)→退→拍手四段、段別八遍(五位以上)→退→拍手四段、段別八遍(六位以下)→退】とある。卯日の儀と異なり注記がみられないが、「皇太子先[……]並如前儀」が、卯日の儀と同じであるため、卯日における「拍手四度、度別八遍」を補記した。

7.10.『延喜式』平野祭

7.10.1. 春宮坊における平野祭条には、「神祇官両段再拝、東宮亦拝、群官同拝、読祝詞訖神祇官両段再拝、東宮亦拝 118 拍手、群官倶拝礼亦如常」(虎尾 1993:648;2017:690)とある。➡【両段再拝→拝→拍手(東宮)→拝】

8.『西宮記』の拍手

『西宮記』は私撰の儀式書である。本文と割注のみを検討対象とした。

8.1.『西宮記』祈年祭

8.1.1.「上卿并諸司降居砌下。[雨(儀)、居砌上、敷薦]。中臣進宣祝詞十段。[度別祝唯]。中臣出。上(卿已)下 119

拍(手)。[両段]。祝還座」(土田・所 1993:116)➡【拍手両段(上卿以下)→還】。

8.2.『西宮記』九月奉幣

8.2.1「勅召忌部・中臣。[先召忌部、参-上自南階 120 拍手取幣、下授之後取帰…]」(土田・所 1993:279)➡【拍手(忌部)→取】。

8.3.『西宮記』平野祭[*16]

8.3.1.「大蔵省給木綿。[上卿料、丞取。次々録・史生段々取之。各 121 拍手、着額]。神主着座。[二人。一人経社後着南祝屋。但、降雨、設座東屋西庇南北端]。北屋神主読祝。[乃と]。次南神主読。牽御馬。[左右各四疋、二疋置社鞍]。[二]祝了、神主 122 拍手。[神祇官以上・上卿以下、五位・六位段々皆 123 拍手三段々々]。廻御馬。[左右允立前七廻。次廻諸家馬]。雅楽坐東屋、[近代、在北屋]。供-奉神楽。[御巫舞了、還本座]。掃部鋪倭舞。[南屋乾角二丈北面。雨日、東屋坤角庇。此間庭燎]。倭舞。[神主・侍従・内舎人・大舎人、各相並舞]。三献。[一献 124 拍手飲、以盃授酒官人。三献以後、往来転於勅使、降諸大夫]。将監着座。[春左、冬右]。弁召官掌。[二]。官掌参進。弁宣云、宮内[乃]省召[せ]。[唯、還出召]。省録参進。弁仰云、御飯早速[加太良加仁]給[へ]。録[唯退、仰大膳。唯、即仰職官人。唯、仰下。省録帰進申云、御飯給了。上下 125 拍手一段]。 外記進見参」(土田・所 1993:318) ➡【拍手(上卿)→拍手(録)→着拍手(史生)→着額(121)】【拍手(神主)→拍手(神祇官以上・上卿以下)→拍手(五位・六位)→拍手(?)(122,123)】【拍手(神祇官以上・上卿以下?)→飲(124)】【飯給了→拍手一段(上下)(125)】。121 は順次の拍手として記した。122、123 は順次の拍手と読めるが、神主による拍手が拍手三段の一段目に該当するのか、各々が三段ずつ拍つのか不明である。124 及び 125 は順次の拍手にも読めるが明確ではなく、同時に拍たれているとも読める。

8.4.『西宮記』大原野祭

8.4.1.「神主着座、拝四段。[着木綿]。朝使以下拝祝了、再拝両段、126 拍手四度、着直会殿」(土田・所 1993:319) ➡【両段再拝→拍手四度】。

8.4.2.「事了、127 拍後手一段。朝使以下向馬場」(土田・所 1993:320) ➡【事了→拍後手一段(一同)】[*17]。

8.5.『西宮記』春日祭

8.5.1.「氏人・朝使参入着(座)。[西上。雨日、内侍差進侍直会殿前、北面東上]。神馬・走馬牽神主着座。[拝四段。朝使共拝之]。祝詞了、再拝両段、128 拍手四度、就直会殿」(土田・所 1993:320-321) ➡【両段再拝→拍手四度】。

8.5.2.「神主倭歌[*18]、給禄。[給弁、弁給史]。次 129 拍手一段。向馬場走馬」(土田・所 1993:321) ➡【給禄→拍手一段】。8-5-1 のすぐ後の文である。

8.6.『西宮記』園韓神祭

8.6.1.「省官次第給下。南社祝詞了。[130 拍手三段。随位 131 段々拍之。巡御馬。神祇官歌遊]」(土田・所 1993:326) ➡【拍手(随位)→拍手(随位)→拍手(随位)(129,130)】。

8.7.『西宮記』鎮魂祭

8.7.1.「大膳属唯、就版、申云、御飯給[へヲハヌ]。上下 132 拍手。各分散」(土田・所 1993:328) ➡【拍手(上下)→散】。

8.8.『西宮記』新嘗祭

8.8.1.「供黒白御酒。[供八度、見造酒式也。供太子、給臣下。133 拍手取之飲。献盃者申云、黒白。献者称酒名]」(土田・所 1993:338) ➡【拍手(太子臣下)→取飲】。

8.9.『西宮記』大嘗会

8.9.1.(卯日)「隼人司立奏風俗歌舞。王卿已下就庭跪 134 拍手。[四段八遍。了着幄]」(土田・所 1993:738) ➡【跪→拍手四段、段別八遍(王卿以下)→了】。

8.9.2.(辰日)「王卿立。弁[浅沓]、入跪、奏献物数。[行事弁若在外弁、弁入自儀鸞門、到標中央跪奏。王卿已上跪 135 拍手[*19]。六位又 136 拍、四段八遍。弁退出、王卿退。或弁不奏前、王卿 137 拍手]」(土田・所 1993:741) ➡【跪→拍手四段、段別八遍(王卿以上)→拍手四段、段別八遍(六位)→退】。137 の拍手は、王卿等により 135 の四段八遍が拍たれる流れの補足説明である。

9. 同一場面の拍手に関する儀式書間での記述の相違

「践祚大嘗祭」、「祈年祭」、「大原野祭」、「平野祭」、「鎮魂祭」では、同一もしくは類似する場面の拍手が、複数の儀式書に記されている。しかし、同一の場面の拍手にも、儀式書ごとに記述に違いがみられる。本稿では、「践祚大嘗祭」(『儀式』79-83,『延喜式』112-117,『西宮記』134-137)、「祈年祭」(『儀式』63,『延喜式』92,『西宮記』119)、「大原野祭」(『儀式』65,『西宮記』126)におけるそれらを、同じ拍手として認識した(表 1)。まず、「践祚大嘗祭」では、『儀式』(79-83)は、後述するように、拍手総数が 32 回という特徴ある拍手を拍つが、『西宮記』(134-137)には省略とみられる記述がされている。本稿では、省略された拍手があるとして検討した[*20]。また、「祈念祭」では、『儀式』(63)は、神祇官に続き、大臣以下・

表１　祈念祭と大原野祭の同一場面の拍手

祭祀	儀式書	通番	拍手の概要
祈年祭	『儀式』	63	拍手両段(神祇官)→拍手両段(大臣以下・五位以上)→拍手両段(諸司主典以上)→拍手両段(祝部)→復本座
	『延喜』	92	拍手両段(大臣以下諸司)→還
	『西宮』	119	拍手両段(上卿以下)→還
大原野祭	『儀式』	65	祝詞了→両段再拝→拍手四段→直会
	『西宮』	126	拝祝了→両段再拝→拍手四度→直会

五位以上、諸司主典以上、祝部の順に両段拍手を拍つが、『延喜式』(92)、『西宮記』(119)は、大臣以下諸司のみが両段拍手するように記している。92 と 119 には、順次に拍たれる拍手が省略されていると考えられる(表 1)。また、「大原野祭」では、神主による祝詞終了後の両段再拝と後続する拍手四度が、『儀式』(65)、『西宮記』(126)で同じである。「祈年祭」と「大原野祭」の例については、骨組みに本来拍たれるはずの拍手を補記している。

他方、上記ほど特徴ある拍手とは言えず、異なる儀式書の例の対応が上記ほど明確でない拍手がある。例えば、「平野祭」における、『儀式』(73,74) と『西宮記』(124,125) の拍手は、どちらも儀式終了前の酒食に伴う拍手であり類似を指摘できる[*21]。しかし、『西宮記』には皇太子の祭儀への参列がなく、また、盃と御飯の順序が『儀式』と『西宮記』では逆であるため、本稿では、これらを同一の拍手とはせず、原文に書かれている通りを検討した。この他、「鎮魂祭」における、『儀式』(85,86)、『延喜式』(94)、『西宮記』(132)の拍手も儀式終了直前の拍手であるが、『儀式』(85,86)は拍手三度と一度、『延喜式』(94)は後手、『西宮記』(132)は段数不記載であり、それぞれ異なる拍手である。以上の通り、本稿の検討では、省略されていると考えられる拍手のすべてを取り上げてはいない。同じ儀式書において、同一とみなすことができる拍手の省略であると検討される場合にのみ、骨組みにそれを補記した。

10. 本居宣長の拍手数についての言説

ここまで儀式書にみられる拍手を挙げたが、まず問題となるのは、一段に何回手を拍つのかであろう。9 世紀以後の拍手数については、神道関連の文献に加えて国学者により言及されることがある。しかし、一段の拍手数については明言を控えるものが多く、時代により違いがあり確言できないと述べられているものがそのほとんどである。一段に拍たれる拍手数の検討は、以後述べるように、簡単ではない。しかし、後年の神社の実践においてそれが大きな意味を持つことも念頭におかなければならない。儀式書に記される一段の拍手数に定見を示しているのは、まず、本居宣長であり、続いて、荒木田経雅と薗田守良による言及を見逃すことができない。経雅と守良は、伊勢神宮で拍手の実践に関わった神職、神宮学者であり、儀式書に現れる拍手数の推定を試みるのみならず、拍手数のあり方についても明確な認識を示している。彼らの見識は、有益な情報を提供しているので、その概要を述べてみよう。

10.1. 両段再拝と拍手

まず、本居宣長(1730-1801)による拍手数の認識について述べる。宣長は、『古事記伝』等で拍手について考えを述べているが、拍手数についての検討はとりわけ大きな比重を占める。検討に際して、宣長は、拍手の回数と拝の回数とを対応づけを重視する。宣長の対応づけがすべて妥当であるとは言えないが、拍手数の検討においてそれは踏まえるべきものである。

さて、本稿で取り上げた拍手の多くは、両段再拝とともに拍たれているが、両段再拝における拝の回数は、四拝あるいは四度拝のそれと同数である。四拝と両段再拝については、儀式書の成立前にも認識されており、四拝については、『古事記』安康天皇の段に、「爾大日下王 四拝白之」(爾に大日下王、四たび拝みて白しけらく)(倉野 1958:298-299)とあり、両段再拝については、『続日本紀』天平 12 年(740)10 月壬戌条に、「広嗣云、而今知勅使。即下馬、両段再拝、申云」(広嗣云はく、今にして勅使を知ると。すなはち馬を下り両段再拝して申して云はく)(今泉 1986:330)と記されている。また、四拝と両段再拝の関係については、『北山抄』巻第一「正月四方拝事」分注に、「本朝之風、四度拝神、謂之両段再拝。本是再拝也。而為異三宝及庶人、四度拝之、仍称両段也。天地四方、可依唐土風、只用再拝」(土田・所 1992:1) とあり、四度拝がすなわち両段再拝であると説明されている。宣長は、これらの例に言及しつつ、「其を四度するも上代よりおのづからの定まりなりけむ[……]当時漢風の拝ながら数はなほ上代のまゝに四度にぞありけむ、【四拝と云ハずして両段再拝と云は、かの再拝を両度(ふたたび)するよしなり】(本居 1974:227)と述べ、四度拝こそが日本における本来の拝礼のあり方であると指摘する。そのうえで、宣長は、拍手数についても、一段に 4 回拍ちそれを段数に応じて繰り返したとする考え方を呈示する。

10.2. 一段 4 回説

拝と拍手における 4 回の認識は、八開手、すなわち 8

回の拍手とはどう関係づけられるのだろうか。宣長は、神語である八開手を独立した拍手とみなし、それを一段4回の拍手と区別する。『儀式』「践祚大嘗祭」(79, 83)には「拍手四段(度)」「段別八遍」と記されているが、この例について宣長は、「八開手とは、四度、度別ニ八遍とあるは、八ッづゝ四度にて、合せて三十二拍ッを云如く聞ゆれども、所謂八開手是也と云るは、一度に八ッづゝ拍ッことを云るにて、四度合せたるを云には非ず、然れば、八ッ拍ッを、八開手と云なり」(本居 1974:300)と述べている。八開手を四度繰り返し32回拍つ拍手では、一段は4回ではなく、8回であると述べられている。

しかし、宣長の拍手数の認識において、神語である八開手の 8 回はあくまでも例外的な認識である。宣長は、総数8回及びそれ以上の拝や拍手に対して、原則的には一段4回の繰り返しであるとしている。例えば、八度拝について、『古事記』安康天皇の段には、「爾都夫良意美聞此詔命 自参出解所佩兵而 八度拝白者」(爾に都夫良意美、此の詔命を聞きて、自ら参出で、佩ける兵を解きて、八度拝みて白ししく)(倉野 1958:302-303)とあるが、宣長はこの例について、「こは例のいや度にて、必しも八度に定まれるには非じかと思へど、既に四度拝ともあれば、なほたしかに八度なるべし、其は、四度ノ拝ミを重ねて再ビするなり、是レはたいよゝ恭敬の至リにて、上代より自然然(おのずからしか)ぞありけむ後までも神を拝むにはこの此ノ儀あり」(本居 1974:228)と述べている。八度拝は両段再拝の繰り返しと認識されている。また、『皇太』六月例(8.9)の四段拝を繰り返す【四段拝→手四段拍→四段拝→手四段拍→退】については、「これも合わせて八度拝なり」(本居 1974:228)とし、合わせて八度となる拝の分割表記であると述べている。16回の拍手についても、宣長は同様に解釈する。建久3年(1192)の『皇太神宮年中行事』「正月十五日御竈木奉納神事」に記される「石壺[ニ]帰着。各拝八度手両端(胡麻鶴・西島 1980:259)」について、宣長は、「端は段なり、これも一段に四ッづゝにて、両段は、合せて八ッなり、さて、拝八度とあるは、四度拝二段を云るにて、其ノ四度一段ごとに、手は八ッづゝ拍て、合せて十六なり」(本居 1974:300)と述べ、一段4回の拍手が二段拍たれ、さらにそれが繰り返されて16回になるとしている。以上のように、宣長は、拍手数について、一段4回を基準としたうえで、拝の数との関係を保ちながら、2 の冪乗で規定されるものであると記している(本居 1974:227-228)。

では、宣長はこうして規定された拍手数でどのように音を発したと考えていたのだろうか。一条兼良(1402-1481)の『江次第抄』二月四日の祈年祭に「上卿拍手作法不令有声手のさきをあはせてやをらやおらト打合也」(続群書類従完成会 1969:697)(上卿の拍手の作法は、音を立てない。手の先を合わせて、静かにそっと打ち合わせる)とあるが、宣長は、この文について、「いと後ノ世のさまにて、甚ク本意を失へることなり[……] いかにもいかにも声高く、大キに拍ッこそ、本ノ意にはありけれ」(本居 1974:300)と指摘している。そっと静かに拍つのではなく、音高く大きく、規定の数を拍つことが拍手の本意であると宣長は主張する。

なお、拝と拍手における数の関係について、宣長は、神を敬う心の深さを表すものとしているが、その一方で、『延喜式』神衣祭における「再拝両段→短拍手両段(98)→膝退→再拝両段→短拍手両段(99)→一拝」の最後の一拝について、「一拝とあるは拝の数には非ず、敬ヒのあまりに終リに屈伏て退クのみなり」(本居 1974:228)とも述べている。敬の強さは数の規定からの逸脱として現れることもあると認識されている。

10.3. 短手拍手・後手拍手・拍手三度

次に、2 の冪乗とは反対に、短手のように少ない数を示唆する拍手について、宣長はどう述べているのだろう。宣長は短手について、「「短手二段」とあるは、四ッづゝ二段にて、即チ八開手の数なるを、八開手と云ハざるは、四ッづゝ二段に切リて拍ッゆゑなるべし、又たゞ手四段とあるは、短手四段にて、合せて十六なり、[……]、ただ拍手とのみあるも、短手一段にて、四ッ拍ッなり、拍手一度とあるも同じ、たゞ一ッ拍ッにはあらず」(本居 1974:300)と述べている。ここでも、拍手の基準となる回数は4回と認識されている。また、後手について、宣長は、「後に拍ッを云」(本居 1974:300)、「手を後方にめぐらして拍ッなり」(本居 1968-2:101)と述べているが、後手の拍手数には言及していない。

他方、宣長は、三度の拝と拍手三度を、一段4回の拍手とは別のものと認識していた。『小右記』「長和五年(1016)三月十四日石清水臨時祭」には、「摂政云、御拝三度歟、四度歟、諸卿申慥不覚由、摂政云、被奉宇佐神寶之時、有三拝之由側有所覚云々、余申云、今日儀偏被用神明儀、有何事乎、有御幣・東遊等之故也、摂政云、然事也、仍有四度御拝云々」(増補史料大成刊行会 1965:83)とあり、御拝は三度か四度かの問答において、宇佐で三度拝を行なうと摂政が述べたのに対し、今日は神明の儀であると申し立て、四度の拝を行ったと記されている。

宣長は、この問答に言及し、「宇佐ノ大神をば、佛の如く祀り賜ふ事ある故にもし佛法の拝ならば、三度なるべきかとての論なり」(本居 1974:228)と述べている。日本の儀礼から、拍手三段をはじめとして、仏教に特徴的な数である三を除外しなくてはならないと主張されている[*22]。

以上のように、宣長が、拝と拍手の回数について基準とする拠り所は、あくまで一段4回の認識であるが、宣長は同時に2の冪乗の回数でも拍手数を捉えていた。宣長はこの拍手数の認識を、儀式書などにみられる拍手に適用し、「神を拝むに、手を拍数の事、後世には説々ありて、さまざまなれども、上件の数ぞ正しかりける」(本居 1974:300)と述べている。宣長が拍手数を曖昧にせず、自らの認識にもとづいてそれを明確化しようとしたことがうかがえる。

11. 荒木田経雅の拍手数についての言説

次に、宣長の『古事記伝』とほぼ同時期の安永4年(1775年)に荒木田(中川)経雅(1742-1805)が著した『大神宮儀式解』にみられる拍手数についての言説を検討する[*23]。

11.1. 一段4回及び8回説

宣長も経雅も、2の冪乗の回数で拍手数を認識しているが、宣長が拍手数の特定を念頭に置いたのに対して、経雅は必ずしもそうしていない。

まず、経雅は『皇太』六月例の拍手について、「又拝式さまざまあるは、下[六月例十六日]、大神ノ御前[尓]共ニ列、四度拝奉、手四段拍、又後ニ四度拝奉、手四段拍畢退、と見ゆるは、拝八度、拍手八段、[四を一段とし、合て四八三十二うつなり]。合テ三十二拍べし。又[同月例十七日月次祭]、即チ四段拝奉、八開手拍[弖]、短手一段拍拝奉、又更ニ四段拝奉、八開手拍[弖]、短手一段拍、即チ一段拝奉、とあるは四度拝て手八ツ拍ち、又四ツ[短手]うち、又四度拝手八ツ拍又四ツ[短手]うち、合二十四うつなり、[三八二十四也]。右八度拝は同くて手うつ事は皆かはれり」(中川 1976-1:445)と述べている。経雅は一段4回を基準に拍手総数を認識してはいるものの、他の拍手数を拍つ可能性も示唆している。また、一段に拍つ拍手数に関しては、「四にても八にてもうつべし。段をわかつもきまり無くて、或は四或は八、いくつ拍とも端を改めざれば、それを一端といふべし」(中川 1976-1:446)と述べ、一段は4回でも8回でもありうるとしている。

経雅はまた、両段再拝における拝の数と拍手数との関係について次のように述べている。「八度拝は前後すべて八度拝奉るなり、その時は必手を拍べし。其さまは両段再拝して、手八度づゝ二度拍、[合十六]、膝退して又両段再拝手始のごとく拍つ。これ普通の八度拝のさまなり。[両段再拝は、再拝して又再拝し、手八度づゝ二度拍[合十六]をいふ。四度拝といふもこれなり。此四度拝を重れば八度拝にて、手も合て三十二うつなり]。[……]但し八度拝手拍数所によりてかはりめあり、こゝにはいづれを用るにや定かならねど、此処に八度拝といふは下[二月例]、祈念ノ祭、四段拝奉[弖]、短手二段拍、一段拝、又更ニ四段拝奉、短手二段拍[弖]、一段拝奉畢、と見ゆると同じかるべし。[これ八度拝也、こゝにしるすは、十度拝するに似たれど、本とするは初の四度と後の四度なり、一拝づゝをそふるは敬のあまりにて、拝畢毎に屈拝するをいふべし]」(中川 1976-1:444)とある。

上の引用文はわかりにくいので解説してみよう。経雅は、八度拝、両段再拝の検討から、拍手数を検討していくが、それらの拝においては、拍手と記されていなくても、掌が拍たれていたとする。また、拝と拍手における数の比例関係は、原則として、拝1回に対して拍手は2回であるとする[*24]。そうすると、両段再拝2回、すなわち八度拝における拍手数の対応は、16回であることになる。しかし、経雅はここで、実際の拍手数は、上記の原則の2倍でもありうるとする。すなわち、拝1回に対して拍手は4回で対応することがありうるとする。その場合には、拍手は八度拝の16回の2倍である32回拍たれることになる。このように考えることにより、八度拝の伴う拍手数を、践祚大嘗祭における最大拍手数である32回と同数の拍手数として認識することができる。

経雅が一段を「四にても八にてもうつべし」とする拠り所はなんだろう。経雅の考え方の根底には、宣長と同様に、2の冪乗にもとづく拍手数の認識があると考えられる。しかし、一方で経雅が念頭においていたのは、『儀式』「拍手四段段別八遍」における拍手32回であり、32回の拍手が当今に実践されていたことである。経雅がこの32回を、連続する拍手数の上限ではあるが極端に多い回数ではなく、拍たれて然るべき回数の一つとして認識していたことが「今公家に用いらるゝは多く三十二拍なり。されど事により所によりてその作法異なり」(中川 1976-1:446)と述べていることからわかる。しかし、経雅は拍手数を特定するのではなく、慎重に進めようとする。宣長も触れている『北山抄』、『江家次第』等の拍手例について、経雅は、「手の数をいはず」(中川 1976-1:445)と述べている。拍手数が不明であるなら、数を特定するよりも、解釈の可能性を広げておくべきであるとする認

識である。経雅のこの認識方法に、宣長は、異を唱えている。宣長は、『玉勝間』の「手拍数のこと」で、経雅説に言及し、「四ツを一段とすると、八ツを一段とするとの異あり、と經雅神主の儀式帳解にいへり」と記したうえ、「末の細書に、数のたがひあるは、聞きてよくたゞして、又しるすべし」(本居 1968-1:214)と述べ、拍手数については複数の可能性を併存させるのでなく、あくまでも一つに定めるべきであると指摘する。

11.2. 短手と後手

では、短手と後手について、経雅はどう述べているのだろう。まず、短手について経雅は、「右短手は四づつ拍なり、(八開手の長きにむかへて四ツ拍を短手といふ)」(中川 1976-1:444)と述べ、宣長と同様に、短手一段が八開手の半分の4回であるとしている。他方、経雅は、短手が回数を示していない可能性があることも示唆している。「[短手の短は、高山短山の短と同く、拍音の低をいふなり、[……]低と短は意同じ。その音のひゝきに短の字は用べし。志乃毘(しのひ)には用ゆべからず。然れば志乃比天(しのびて)といふは後世の名目也]」(中川 1976-1:445)とあることから、短手を低い音色の拍手とする説も否定されていないことがわかる。なお、本稿で提示した原文における「短手」の傍訓には、ミジカデとシノビデと送る例があるが、どちらも後代のものである。

次に、後手について経雅は、「酒食をたまひ畢れば、後手(のちで)をうつなり。始に手打て酒食し、畢て又打により、始にむかへて後手といふ」(中川 1976-2:133)と述べ、八開手や両段再拝とは対照的に、回数よりも意味を重視する見解を示している。しかし、儀式書に「後手一段」と記されているのなら、他の拍手と同様に、一段の拍手数も認識されてよい。経雅は、後手一段の拍手数について、「手に一段といふは、或は四、或は八、或は二を一続に打を段といふなり。端の字を用るは然に非ず」(中川 1976-2:133)と述べている。すなわち、後手一段は、8 回、4 回、2 回のいずれかであるとされている。

また、以上のように規定された拍手数でどのように音を発するべきかについて、経雅は、「手八ッ拍とき四ッを二度に拍つ心を存すべきなり」(中川 1976-1:446)と述べている。数多く拍つことが神を敬う心の深さに対応するとの認識が示されている。

12. 薗田守良の一段1回説及び2回説

薗田守良(1785-1840)の『神宮典略』にみられる拍手数についての言説についても述べておこう。守良は伊勢神宮の神職を務めた江戸時代後期の神道学者であるが、拍手数について経雅の主張を否定し、拍手数はもっと少ないはずであると述べている。

まず、一段の拍手数の認識である。宣長と経雅が一段の拍手数を基本的に4回としたのに対して、守良は、「両段とは両度と同じくて、拍手両段といへば二度手拍ことなるか、此ごろには四度拍事を一段と定め、八拝を再拝と云つるか」(薗田 1976:538)と批判し、一段の拍手数は1 回であると主張する。この結果、拍手総数、及び拝の回数と拍手数の比例関係も、宣長や経雅とは異なった認識になる。例えば、『皇太』六月例における「四度拝→手四段拍→四度拝→手四段拍(8,9)」は、宣長や経雅に従えば、一段4回を八段拍つので総数32回となるが、守良に従うと、一段1回を八段拍つので総数8回になる。すなわち、拝8回に対して8回のみ拍たれることになる(薗田 1976:538)。但し、『神宮典略』には、一段の拍手数が2 回と認識されている記述もみられる。八開手について守良は、「大嘗式に、拍手四度、度別八遍、神語所謂八開手是也、と云も、拍手四度を重ぬる故に八度なるを、八開手と朝廷にも唱ふる事となりけん」(薗田 1976:538)と述べ、八開手は拍手8回であるが、それは一段を2回とし、それを四段拍つので8回になるからであるとしている。他方、後手拍手の段数について、守良は、『皇太神宮年中行事』から後手拍手の例を引き[*25]、「御拝四度、御後手、又御拝四度、御後手申、とあり。御後手とばかりにては二段か四段か詳ならぬ詞也」(薗田 1976:538)と述べている。文中の「二段か四段」は、「御後手」を繰り返した結果が2回もしくは4回になると読める。後手一段の拍手数が、1 回もしくは2 回と認識されていることがわかる。なお、後手について、守良はこの他に、『皇太』、『止由』における直会前後の拍手に言及し、「直会給ふ時は短手二段拍ち、退去の時は一段手拍つ上代の例にて、後手とは直会畢の後に拍を云なり」(薗田 1976:544)と述べている。守良は、直会と後手との関係を、後手に先立ち短手二段が拍たれるところから認識しようとする。

守良は、拍手は恭敬の意味を持つと認識してはいるが、経雅とは異なり、数多く拍つことと神を敬う心の深さとを直接に対応づけようとはしていない。守良はむしろ、物を奉り給うときの拍手こそが本来の拍手のあり方であり、そこに生じる悦びこそが、拍手の本質であると認識する。例えば、『儀式』の践祚大嘗祭辰日における皇太子以下の拍手81-83については、「悠基御饌奉るに皇太子以下群臣八開手を拍ことを記せり。みな酒を給ひ栄へ悦ぶ

状也」(薗田 1976:543-544)と述べ、八開手が悦びの感情の発露であると認識している。『皇太』、『止由』の直会で拍たれる後手拍手についても、同様の言及がある。守良は、これらの認識にもとづき、拍手数を増やすことを、「喜びの余り」の表現として捉え、「今の世にも人の悦び余る時は手を幾度も拍は上代のさま残れるならん。俗詞に悦祝ひくれよとて三度打こと酒色の上にてあまた見きゝぬ」(薗田 1976:544)と述べている。文中の拍手 3 回は、決められた回数の拍手ではなく、感情の昂ぶりにより多く拍たれた拍手として認識されている。

13. 拍手数の表記の検討

ここから、儀式書に記された拍手における拍手数の認識方法について検討する。検討に際しての本稿のスタンスを確認しておく。前節までは、宣長、経雅、守良の考え方を述べたが、拍手数の検討に際して、それらの言説や神社祭祀等における慣習を手掛かりとする解釈、また、数の象徴性の認識にもとづく拍手数の解釈は控えた。後代の史料や慣習から考えていくことは一つの研究方法ではあるが、そもそも、『皇太』、『止由』から『西宮記』までにも、150 年以上が経過している。拍手は、道具や熟練を要せず、拍ち方が変化しやすい動作であるため、この間に拍ち方に変化がないと考えることには無理がある。本稿の検討は、原則として対象とした儀式書のみを手掛かりとし、一段の拍手数については、少ない回数から多い回数まで可能な限りの解釈を容れるようにした。

13.1. 段数の問題点

本稿で取り上げる儀式書の多くの拍手には、段数の記載がある。拍手数を規定しているこの「段」及び「度」は、拍手のまとまりの数を示す意味で用いられている。このため、拍手数は、段数と拍手総数の双方で認識することになる。では、儀式書において、拍手数が総数でなく段数により記されているのはなぜだろうか。いくつかの理由が考えられる。まず、拝との関係を明示するためであるかもしれない。拝は四段拝のように段数で表示される。拝に伴い拍手が拍たれるとすれば、拍手も段数で表記するのが理に適う。次に、総数よりも段数で認識する方が拍ちやすいので段数を記したとも考えられる。例えば、32 回を順に数えながら拍つよりも、4 回、8 回のまとまりに分割して拍つ方が拍ちやすいであろう。また、そもそも総数は厳格に決まっていなかったとも考えられる。段数のみを記したのは、総数を概数として把握するためである可能性もある。

段数による拍手数の記述は、儀式書成立時の拍手を知るための手掛かりになるが、その一方で、補記がないと、拍ち方を知ることが難しい例もある。例えば、四段と記される拍手を複数の拍手者が拍つ例には、拍手者全員が、同時に四段拍手したのか、それとも、四段拍手を順次拍っていくのかが不明である例がある。こうした問題への対処のために、後代の史料や近現代の拍手慣習との比較検討を踏まえて、検討を進める手順が可能であるが、すでに述べたように、掌の拍ち方やその記述方式が変化している可能性を排除することはできない。本稿では、原文に順次の拍手であることが明記されている場合には、そのまま記し、原文にその記載がない例については、原則として、解釈を加えずに、原文にある段数をそのまま記している。

13.2. 拍手数解釈の下限

ここから具体的に、一段の拍手数解釈の上限と下限について検討していこう。まずは、下限である。儀式書には、段数は拝についても記されている。一段拝が何回の拝であるかについても詳らかではないが、ここで拝と拍手とを対応させながら考えていこう。もっとも少ない回数を考えてみる。仮に、一段拝が拝 1 回であるとするなら、併記されている拍手一段も拍手 1 回ではないかとする見解がありえよう。守良も一段 1 回説と 2 回説とを呈示しており、その可能性を否定する直接の根拠はない。そこで、本稿では、段が併記される拍手では、一段 1 回を下限として検討に供した。拝と拍手を同数とするなら、一段 1 回は妥当な考え方であると言える。同じ段数であっても、拍手数は拝の回数よりも多数であると想定することはできるが、まずはこうして可能な限りの解釈を容れる枠組みを示しておく。

13.3. 拍手数解釈の上限

次に、上限は何回だろう。八開手を手掛かりに考えていこう。八開手は、8 回拍つことを一段とし、それ以上拍つことであると考えられているが、「八開手」とのみ記されるときに拍たれる回数は、本稿で対象とする拍手例では 8 回であり、それよりも多数ではないと考えられる。それは、例えば、『皇太』六月例(14→15、16→17)のように、八開手の直後に、短手一段等と段数が表記された拍手が後続している例がみられることからわかる。もし八開手が、16 回、32 回、すなわち、二段、四段拍たれることを意図して記されているなら、「段」が併記された短手一段等との混同を生じないように、八開手にも「段」や「度」あるいは注記が記されるのではないだろうか。それ

がない八開手においては、8 回のみ拍たれたとするのが妥当である。

以上の八開手の検討を踏まえ、八開手ではない拍手一段において上限とすべき拍手数について考えてみよう。もし拍手一段が、16 回かそれ以上の回数であれば、神語である八開手の 8 回を超えてしまうので、やはり注記等でそれとわかるように示すのではないだろうか。それが併記されていないのであれば、一段は 8 回以下であると考えるのが妥当であると考えられる。以上の検討から、拍手一段の上限を 8 回とする。下限と併せて、本稿では、一段の拍手数は、8, 4, 2, 1 回のどれかであるとする。以後、本稿ではこれを 8/4/2/1 と記す[*26]。

13.4. 段数不記載の拍手

ここまで段数が記された拍手を検討したが、儀式書には、段数が記されておらず、単に「拍手」とのみ記されている例も多数みられる。段数が不記載であれば、回数は判断できないので、下限 1 回から上限 8 回までのすべての可能性を考慮する必要がある。以下、本稿ではこれを[1-8]と表記する[*27]。もちろん、「拍手一段」の「一段」が省略され「拍手」とのみ記されている可能性はある。例えば、『内裏儀式』の拍手には、拍手一段とする記述がみられず、「拍手」がそのまま「拍手一段」を意味している可能性がある。しかし、本稿では、上記の原則に従って[1-8]として検討した。他の儀式書の例についても同様に記している。

なお、本稿では、はじめに少し述べたように、原文に記されていない拍手については検討対象にしていない。例えば、拝とのみ記されていても拍手される可能性がある例や、拝の繰り返しが省略されているために、拍手の繰り返しが省略されている可能性がある例に、拍手を補記することはしていない。但し、両段再拝に伴う拍手については一言しておこう。両段再拝の語は、経雅も指摘するように、後代には拍手二度(段)を含むようになり、この拝に伴う拍手を省略する記述が現れる。しかし、それらはあくまで後代にみられる記述である。本稿で対象とする儀式書では、例えば、『西宮記』大原野祭や春日祭における両段再拝のすぐ後に拍手四度(126, 128)と記されているように、両段再拝に拍手四段や拍手二段が近接して記されている例がほとんどである。そのため本稿では、両段再拝については拝のみとして認識している。同様に、後代には直会の前後に拍手する慣習が生じるが、原文に記されていなければ、検討対象としていない[*28]。

13.5. 短手・長拍手・後手の拍手数の検討

短手・長拍手・後手の拍手数は、上記とはまた別に考える必要がある。短手から考えていこう。本稿では、短手が、それと対照的な特徴を持つと考えられる長拍手よりも、八開手の拍手数と対照されていることを手掛かりにする。『皇太』、『止由』、『延喜式』には、短手が八開手に後続して拍たれる例がみられるが、13.3 でも言及したように、これらの例における短手一段の拍手数は、八開手よりも少ない回数であると考えられる[*29]。このことから、本稿では、短手に段数が併記されているときの、短手一段の上限を 4 回とする。下限については、本稿では、通常の拍手一段の下限を 1 回としているので、短手一段においても 1 回が下限となる。また、段を併記せず「短手」とのみ記されている例では、拍手数は、4 回、2 回、1 回の可能性があるとする。

次に、長拍手を考えよう。本稿では、長拍手と両段再拝との関係を手掛かりにする。まず、長拍手両段と記されている『延喜式』三年潔斎(107)の例をみると、直前に両段再拝と記されている。つまり、両段再拝と長拍手両段とが近接して用いられている。そこで、同様に両段再拝に近接し直前に両段再拝と記されている拍手の例を探すと、拍手四段と拍手両段に例があり、拍手四段については 6 例(65, 72, 89, 91, 126, 128)もみられる[*30]。このことから、長拍手両段と拍手四段とは総数が同じである可能性があると推測できる。以上の検討から、長拍手一段の上限を拍手一段の 2 倍である 16 回とする。下限については、短手を 4 回としたときには、長拍手は 8 回以上、短手を 2 回もしくは 1 回としたときには、4 回である可能性を考慮するべきである。よって、長拍手一段の下限を 4 回とする。但し、短手と長拍手については、回数ではなく、拍ち方を変えた拍手である可能性、さらには、拍手間の時間間隔を違えることにより、通常の拍手と区別している可能性もある。短手と長拍手の例を具体的に検討するときには、これらの可能性を考慮する必要がある。

次に、後手一段は、一連の拍手の最後に拍たれ終わりを作る。拍手数に関して、守良は上限を 4 回とし、経雅は上限が 8 回である可能性を示唆している。本稿では、後手拍手について、多くの解釈を容れるために、それに先行する拍手と切り離された拍手とみなし、8 回、4 回、2 回、1 回の可能性があるとする。

以上、拍手数についての本稿における考え方を示したが、どれも基本的には、可能なあらゆる拍手数を検討の俎上に載せることを念頭に置いたものである。

14. 儀式書にみられる拍手の並びの検討

以上の検討にもとづき、儀式書に現れた拍手の回数の推移および拝との関係を検討する。以下、儀式書に現れた拍手の並び、もしくは拍手と拝の並びのうち、類似とみなすことができる並びを14系列に分類して示す。各系列下段の丸括弧にはそれを拍手数の推移として示した。13.3,13.4 で提示したスラッシュと角括弧の記述方法により、各系列の拍手数に可能な解釈の最大限を示した。漢数字は拝を示す。拍手と拝の推移をハイフンで結んだ。14系列への分類については、あくまで『皇太』から『西宮記』までの拍手に限定した検討結果であり、後代の拍手まで含めれば、異なる分類になると考えられる。特徴ある系列から述べていこう。

14.1. 践祚大嘗祭における拍手八遍四段

『儀式』卯日(79,80*2)、辰日(81-83)、『延喜式』卯日(112-114)、辰日(115-117)、『西宮記』卯日(134)、辰日(135-137)には、身分の順に拍たれる次の拍手の系列をみいだすことができる。

1) 跪→拍手八遍四段→退→拍手八遍四段→退→拍手八遍四段

➡ (跪-32-退-32-退-32)

八遍四段については、『儀式』践祚大嘗祭卯日(79,80*2)には「拍手四度、[度別八遍、神語所謂八開手是也…]」と注記される。この「度別八遍」の注記は、同辰日(81-83)には「段別八度」、『延喜式』卯日(112-114)には「度別八遍」とある。また、『西宮記』大嘗会卯日(134)、同辰日(135-137)にはともに「四段八遍」と注記されている。これらの注記は、拍手回数を具体的に明示するものである。他方で、『延喜式』辰日(115-117)には、この注記がないが、卯日と同様の文脈における拍手なので、八遍四段の拍手と判断される。なお、『儀式』の卯日と辰日、『延喜式』の卯日と辰日、及び『西宮記』辰日には、当該拍手が順次の拍手であることが記されているのに対して、『西宮記』卯日(134)には、王卿以下の拍手とのみ記されており、順次に拍つ拍手であるか否かは確認できない[*31]。しかし、『西宮記』卯日(134)は、他の3例と同様に隼人発声後の跪いての拍手であるため、順次に拍つ記述の省略であると考えられる。『儀式』、『延喜式』、『西宮記』の八遍四段、すなわち八開手四段のみを順次拍ち退いていく拍ち方は、卯日と辰日を通しての、践祚大嘗祭の拍手の特徴であると考えられる。拝を伴わずに跪いて順次手を拍っていくことが、これらの拍手の重要性を示す。

『儀式』践祚大嘗祭の辰日には、掌が拍たれる箇所がもうひとつある。それは拍手84の「畢公卿以下拍手四段、各退出」【四段(公卿以下)→退】であり、拍手四段とのみ記されている。拍手84については、荷田春満(1669-1736)の『大嘗会儀式具釈』に「此拍手モ、亦、また、八開手ナリ」(荷田 1916:174)とあり、皇學館大学本の注にも「拍手は八開手であろう」(皇學館大学神道研究所 2012:596)とある。しかし、践祚大嘗祭の原文には注記がみられず、また、同じ『儀式』践祚大嘗祭の拍手(79,81)のように跪いての拍手ではないため、本稿では、32 回に加えて 16 回,8回の可能性も認識した。

14.2.『皇太』、『止由』にみられる拝と拍手の組み合わせ

『皇太』、『止由』にみられる拍手と拝の並びを記す。2) 3) の二つの系列から成るとみることができる。

2) 四段拝→八開手→短手一段→一段拝

➡ (四-8-4/2/1-一)

2)は四段拝に八開手が続き、さらに短手と一段拝が後続する並びである。『皇太』、『止由』における八開手は、どれも四段拝に後続している。

3) 四段拝→短手二段/短手一段→一段拝[→後手一段]

➡ (四-8/4/2/1-一-[8/4/2/1])

3)は四段拝に短手と一段拝が後続する並びであり、そのあとに後手が後続する場合がある。2)における八開手が省略された並びとみなすこともできる。2) と 3) は、どちらも拍手(八開手→短手)(短手)を、四段拝→一段拝で囲む並びとして認識することができる[*32]。他方、『皇太』、『止由』にみられる後手一段には、どれも短手が先行しているが、他の儀式書にはその並びはみられない[*33]。

次に、『皇太』六月例(14-20)、九月例(25-30)、『止由』六月例(38-44)、九月例(46-52)の4例には、2) と 3) 組み合わせた 4) の系列をみいだすことができる。

4) 四段拝→八開手→短手一段→一段拝→四段拝→八開手→短手一段→一段拝→移動→四段拝→短手二段/短手一段→一段拝[→短手二段→一段拝]→直会[→順次の短手二段]→後手一段

➡ (四-8-4/2/1-一-四-8-4/2/1-一-四-8/4/2/1-一-[8/4/2-一]→[8/4/2]-8/4/2/1)

4) では、まず2) の並びが繰り返される。そのあとに本宮から別宮に移動すると、3) を行う。経雅も述べるように、本宮では、2) のように四段拝の後に八開手を拍ち短手を拍つが、別宮では、3)のように四段拝の後に八開手を拍たずに短手を拍つ[*34]。こうして本宮における八開手と別宮における八開手なしとの対照が作られている。但し、別宮における 3) の短手と一段拝については一通

りではない[*35]。

2）の系列は、他の儀式書の八開手にも類似する並びをみいだすことができる。まず、『延喜式』三時祭の、【再拝→八開手→短手→再拝】（110-111）における一度目の「再拝」が、訳注日本史料本の補注にあるように「両段再拝」であるとすれば、この並びを 2）に類似する系列とみることができる（虎尾 2000:814）。原文には「如此両遍」とあり、この並びは 2 度繰り返されている（7.8.1 参照）。次に、『延喜式』六月月次祭には、【拍手…→拍手…→再拝→八開手→短手→再拝…→再拝両段→短手二段】（101-105）とある。このうち、再拝→八開手→短手→再拝の並びを、2）の系列と比べると、八開手が四段拝ではなく再拝に後続するという違いはあるが、2）と少しの類似があると指摘しても間違いではないだろう。

2）の並びにおいて、拍手数は、八開手を拍ったあと短手二段/短手一段へと減じているが、後続する拍手数のこの減少傾向は、本稿で取り上げた拍手において一般的にみられる傾向性であると考えられるため、連続あるいは断続する拍手の並びにおける減数の傾向性としてこれを後述する。

他方、3）の系列の組み合わせにはより多くの例がある。まず、『皇太』二月例の（3-7）、『止由』二月例の（32-36）を、次の 5）の系列とみることができる。

5）　四段拝→短手二段→一段拝→四段拝→短手二段→一段拝→四段拝→短手二段→直会→短手二段→後手一段

➡（四-8/4/2-一-四-8/4/2-一-四-8/4/2→8/4/2-8/4/2/1）

5）の系列は、3）が 3 度繰り返される並びとして認識できる。この他、3）の系列の類似型として、四段拝に拍手二段が後続する並びを繰り返してから一拝する次の 6）の系列が、『延喜式』神衣（98-100）にみられる。

6）　両段再拝（四段拝）→拍手二段→両段再拝（四段拝）→拍手二段→一拝

➡（四-16/8/4/2-四-16/8/4/2-一）

『延喜式』神衣には四段拝ではなく両段再拝と記されている[*36]。宣長もこの 6）の並びを認知しており、両段再拝すなわち四段拝と拍手とが関連づけられる典型的な例として、これを「再拝両段、短拍手両段、膝で退いて再拝両段、短拍手両段、一拝する」（本居 1968-1:214）と記している。

14.3.　両段再拝（四段拝）に後続する拍手四段

四段拝すなわち両段再拝に拍手四段が後続する並びも多くの例をみいだすことができる。どの並びも標準的な系列である。『儀式』、『西宮記』に多くの例がみられる。

7）　両段再拝（四段拝）→拍手四段

➡（四-32/16/8/4）

拍手四段を含む並びのほとんどが 7）の系列である。『儀式』の大原野祭儀（65）、平野祭儀（72）、出雲国造儀（89）、任紀伊国造儀（91）、『西宮記』の大原野祭（126）、春日祭（128）は、どれも 7）の並びである。両段再拝後の拍手四段には、拝や拍手が後続せず、そのまま動作が終わる傾向があるかもしれない。7）の系列に類似する拍手の並びとして、長拍手を含む 8）の系列も見逃すことができない。

8）　両段再拝（四段拝）→長拍手二段

➡（四-32/16/8）

長拍手の例は、『延喜式』三年潔斎（107）のみである。他方、次の 9）の系列のように、両段再拝ではなく四段拝と拍手四段とが繰り返される並びもみられる。

9）　両段再拝（四段拝）→拍手四段→両段再拝（四段拝）→拍手四段

➡（四-32/16/8/4-四-32/16/8/4）

『皇太』六月例（8,9）は、9）の系列である。なお、両段再拝（四段拝）に後続していない拍手四段は、『儀式』伊勢大神宮幣儀（87）における「称唯、升殿跪、拍手四段」にみられるのみである。両段再拝は八開手とともに拝礼の一連の動作の流れの中での重要な作法であるが、拍手四段を伴うことによりその意味が強められると認識されている可能性がある。

14.4. 拍手二段もしくは両段再拝を含むその他の系列

拍手二段もしくは両段再拝（四段拝）を含むその他の並びを挙げる。まず、3）の系列の一部が省略された並びの例を挙げる。3）における最後の一拝が省略された並びが 10）である。

10）　両段再拝（四段拝）→（拍手/短手）二段

➡（四-16/8/4/2）

『内裏儀式』元旦受群臣朝賀式（54）、七日宴会式（58）の【両段再拝→拍手両段→賀声】は、賀声を伴うが最後の一拝がないため、10）の系列と認識される。これらの例では、拍手両段が順次拍たれている可能性もある。『儀式』園并韓神には、「再拝如初、御巫拍手両段」（68）とあるが、前述のように、文脈から両段再拝の省略と判断する。『延喜式』負幸物（95-97）の【称唯→両段再拝→拍手両段→跪→拍手両段→跪→拍手一度】は、系列 10）における拍手両段の繰り返しと認識できるが、最後の拍手一段は数を減じている。なお、拍手両段が繰り返されるので、これを併せて拍手四段とみなすなら、7）の両段再拝に後続する拍手四段の例とみることもできる。

次に、両段再拝後の拍手に段数が記されていない 11）の系列を挙げる。

11）　両段再拝（四段拝）→拍手（段数不記載）

➡（四-[1-8]）

『皇太』六月例(21)の【四段拝→短手拍→再拝】、『内裏儀式』元旦受群臣朝賀式(53)の【称唯→両段再拝→拍手→賀声】は、系列 11）の例である。『内裏儀式』七日宴会式(59)の【再拝→拍手→賀声】は、西本の指摘に従い再拝を両段再拝ととれば、系列 11）に数えられる。また、『延喜式』平野祭(118)を、【両段再拝→拝→拍手→拝】と記したが、以上の例はいずれも両段再拝後の拍手に段数が記されていない。

次に、両段再拝を伴わず、拍手両段が順次に拍たれる系列 12）の例を挙げる。

12）　拍手二段→拍手二段→拍手二段→拍手二段

➡（16/8/4/2-16/8/4/2-16/8/4/2-16/8/4/2）

12）の並びは、『儀式』祈念祭儀(63)にみられる。原文には 2 回目以後の拍手両段は省略されている。1）の八遍四段の拍手と同様に順次に拍たれていく。

この他の拍手両段の例に、【拍手両段→還】（『延喜式』祈念祭 92、『西宮記』祈念祭 119）、【拝→拍手両段→拝】（『延喜式』禰宜位記 106）を挙げることができる。(106)では、拍手両段と拝との前後関係は不明確である。

14.5. 拍手三段の検討

拍手三段における「三」の意味はいくつかあると考えられる。四段や両段の拍手とは異なる系列として検討しなければならない。まず、『儀式』に、拍手三段と拍手一段による系列 13）の例を複数みいだすことができる。

13）　拍手三段→拍手一段

➡（24/12/6/3-8/4/2/1）

『儀式』園并韓神祭儀(69-70)、平野祭儀(73-74)、松尾祭儀(75-76)、神今食儀(77-78)、鎮魂祭儀(85-86)の骨組みを、【拍手三段→称唯→拍手一段】と記した。どれも称唯を挟んでいるが、これらの例を、断続する拍手における減数として認識できる。拍手三段と拍手一段で四段を形成していることに目を向けてもよいだろう。すなわち、拍手三段を拍ち、称唯や盃の行為を挟み、拍手一段を拍つことにより終わりが作られている。

他方、『西宮記』には、順次の拍手を三段拍手として記したと考えられる次の系列 14）の例がみられる。

14）　拍手一段→拍手一段→拍手一段

➡（8/4/2/1-8/4/2/1-8/4/2/1）

『西宮記』平野祭(122, 123)に、「神主拍手、神祇官以上・上卿以下、五位・六位段々皆拍手三段々々」とみえる拍手三段の骨組みを、【拍手（神主）→拍手（神祇官以上・上卿以下）→拍手（五位・六位）】と記した。神主による拍手が、拍手三段のなかの一段目にあたると考えられる。また、『西宮記』園韓神祭(130, 131)に、「南社祝詞了。拍手三段。随位段々拍之」とみえる拍手三段の骨組みを、【拍手（随位）→拍手（随位）→拍手（随位）】と記した。以上の二例は、順次に一段ずつ拍たれる三段の拍手と解釈できる。本稿では『西宮記』までを検討対象としているが、拍手三段は、時代が降ると、13）14）の他にも意味が生じると考えられるので、それぞれ検討する必要がある[*37]。

14.6. 一段拍手の記述の特徴

一段の拍手には、順次あるいは連続して拍たれる例と単独で拍たれる例がある。順次あるいは連続して拍たれる拍手一段は、『皇太』六月例(12-13)の【拍手一段→拍手一段→拍手一段】、『儀式』九月伊勢大神宮幣儀(88)の【拍手一段→拍手一段】である。このうち六月例(12-13)は、拍手三段と記されていないが、系列 14）の並びの拍手とみなすことができる。また、単独で拍たれる拍手一段は、『儀式』春日祭儀(64)の【拍手一段→還】、『儀式』大原野祭儀(66)の【拍手一段→食】、『西宮記』平野祭(125)の【飯給了→拍手一段】、『西宮記』春日祭(129)の【給禄→拍手一段】である。

この他、一段の拍手には、後手一段、短手一段の例もある。後手の拍手には、後手一段のみがみられ、後手二段の例はみられない。その多くは『皇太』六月例と二月例における系列 3）、系列 4）、系列 5）に現れる後手拍手である。但し、14.2 で述べたように、後手一段は、3）の系列でありながら、そこからはずれた拍手と解釈できる[*38]。他方、単独で拍たれている後手一段の例が、『皇太』六月例(22)の【舞畢→後手拍一段】、『西宮記』大原野祭(127)の【事了→拍後手一段】である。次に、短手一段については、2）の系列のなかで八開手に後続、もしくは 3）の系列で四段拝に後続する例を検討したが、『止由』二月例(31)、六月例(37)、九月例(45)の【短手一段拍→受】は、単独の短手一段とみなすことができる。

14.7. 段数表記がない拍手の記述

最後に、段数表記がない拍手の例を挙げる。まず、順次に拍たれる段数表記がない拍手が、『内裏儀式』に複数みられる。『内裏儀式』元日会(55)(56-57)、五月五日観馬射式(61-62)は、【拍手（皇太子）→賀声/称唯→拍手（親王以下）→賀声】、また、『西宮記』平野祭(121)は、【拍手（上卿）→拍手（録）→着拍手（史生）→着額(121)】であるが、

ともに順次の拍手である。本稿では拍手 121 を順次の拍手と記したが、先に述べたように、全員による拍手である可能性もある。『儀式』出雲国造儀(90)の【賜→拍手→退】は、賜うごとに拍つと考えられる。

次に、拍手と拍手との間隔が近接してはいないが、一連の動作の中で繰り返し拍たれるとみなすことができる段数不表記の拍手の並びを挙げる。【拍手(親王)…→拍手(親王)】(『皇太』六月例 10, 11、九月例 23, 24)、【手拍(宮司)…→手拍(禰宜)】(『皇太』二月例 1, 2)、【拍手(斎内親王)→…→拍手→…→両段再拝】(『延喜式』三時祭の前半 108, 109)である。

これらの他に、単独で拍たれるとみなせる段数不表記の拍手がある。【拍手→賀声】(『内裏儀式』七日宴会式 60)、【拍手→受】(『儀式』園并韓神祭儀 67)、【拍手→称唯→受】(『儀式』平野祭儀 71)、【拍手→取】(『西宮記』九月奉幣 120)、【拍手→飲】(『西宮記』平野祭 124)、【拍手→散】(『西宮記』鎮魂祭 132)、【拍手→取飲】(『西宮記』新嘗祭 133)である。また、段数表記がない後手拍手の例は、【賜酒→拍後手】(『延喜式』鎮魂祭 94) である。後手拍手を拍って退出する。

14.8. 拍手の系列における減数の検討

本稿の拍手数表記は、拍たれた拍手数を特定するよりも、拍たれた可能性のある拍手数の最大限を記述する方針で設定したものである。ここで先に示唆しておいた減数の傾向性をもう少し調べるために、一連の拍手の並びにおける拍手数の推移を検討する。本稿では、拍手一段の拍手数を、8 回、4 回、2 回、1 回のいずれかであるとした。それでは、それらの拍手が連続あるいは断続して繰り返されるとき、どう拍たれるのだろうか。おそらくは、8 回→8 回→8 回…、4 回→4 回→4 回…、2 回→2 回→2 回…、1 回→1 回→1 回…のように既定の回数のどれかが連続して拍たれるはずであり、8 回→4 回→…のように流れの途中で数を変更することはないと考えられる。そこで、1) から 14) までの系列のうち、拍手が 2 回以上現れる系列について、可能な拍手総数の推移を表 2 に示した。例えば、系列 9 の、四段拝→32/16/8/4→四段拝→32/16/8/4→退(『皇太』六月例 8, 9)であれば、(四-32-四-32)、(四-16-四-16)、(四-8-四-8)、(四-4-四-4)として 4 通りの解釈をそれぞれ示している[*39]。表 2 で、拍手の推移とともに拍手数が減少しているかを調べてみよう。丸括弧がある系列では、丸括弧内で減数の有無を調べ、さらに丸括弧内の最大拍手数を見比べる。この数え方で、仮に、後手拍手(8/4/2/1)を除外するなら、拍手数が減じている傾向がわかる。すなわち、書き出した系列の多くは、減数のパターン(+後手拍手)であるということができる。この例外は、『延喜式』六月例(101-105)の a、『皇太』二月例(3-7)の二例のみである。また、表 2 で、漢数字で記した拝の推移を調べると、拝の数についても減数の傾向性があることがわかる。例外は、同じ『延喜式』六月例(101-105)である。

上記の検討で除外した後手拍手について補記しておこう。本稿では、後手拍手を、それに先行する拍手と切り離された拍手とみなし、拍手数の上限については、多くの解釈を容れるために、8 回に設定した。守良が述べるように、後手が、酒を給い悦ぶときの拍手であるならば、後手には、それに相応しい強めの拍手であることが要求されるであろう。しかし、後手拍手は、現在でも、楽しみなどを余韻として残す拍ち方と認識されることがある。とするなら、本稿のスタンスからは離れるが、後手拍手を、数を減じて終わる拍ち方として認識し、上限を減らしたうえで再検討するべきであるかもしれない[*40]。本稿の検討からは確認できないが、この時代の拝礼において、数多く拍ち始めても、数を減じて終わる拍ち方が規範とされていた可能性があることも指摘しておく。

15. 検討・課題

本稿では、拍手の数について9世紀と10世紀の儀式書を対象にして検討した。時代を限定することにより、拍手数の記述についての傾向性を探った。経雅は、拍手数について、「四にても八にてもうつべし」と述べ、記述されている拍手数に対して最大限まで多く拍つとする解釈を進めたが、守良は、実際にそれほど多く拍つのかに疑問を呈した。本稿は、どちらの方向の解釈に対しても齟齬がないように、拍手数の上限と下限を示して検討を進めた。但し、その検討結果は、あくまでも対象とした儀式書の拍手にみられる傾向性を読み取ったものであり、実際にどのように拍たれていたかとなると、また別の問題である。祭祀における実際の拍手を再構築することは本稿の目的ではないが、以下、ここまでの検討をもとに得ることができた拍手数の意味についての若干の知見と課題を述べておこう。

15.1. 拍手数から拍ち方を考える

拍手の表記方法に目を向けてみよう。拍手数の認識には、八開手にみられる総数の認識と、段数により総数を分割する認識とがある。段数による分割記述においては、一段の拍手数と段数がともに記されていれば、拍手総数

表 2　拍手が 2 回以上現れる系列における可能な拍手数の推移

系列	儀式書	通番	組合せ	拍手数の推移
1	『儀式』大嘗祭 『延喜』大嘗祭	79-83, 112-117		跪-32-退-32-退-32-退
1	『西宮』大嘗祭	134-137		跪-32-32-退
2, 3, 4	『皇太』六月例	14-20	a	(四-8-4-一)(四-8-4-一)-出-(四-8-一-8-一)→8/4/2/1
			b	(四-8-2-一)(四-8-2-一)-出-(四-4-一-4-一)→8/4/2/1
			c	(四-8-1-一)(四-8-1-一)-出-(四-2-一-2-一)→8/4/2/1
2, 3, 4	『皇太』九月例	25-30	a	(四-8-4-一)(四-8-4-一)-出-(四-4-一)→8/4/2/1
			b	(四-8-2-一)(四-8-2-一)-出-(四-2-一)→8/4/2/1
			c	(四-8-1-一)(四-8-1-一)-出-(四-1-一)→8/4/2/1
2, 3, 4	『止由』六月例 『止由』九月例	38-44, 46-52	a	(四-8-4-一)(四-8-4-一)-出--(四-8-一)→8-8-8-8/4/2/1
			b	(四-8-2-一)(四-8-2-一)-出--(四-4-一)→4-4-4-8/4/2/1
			c	(四-8-1-一)(四-8-1-一)-出--(四-2-一)→2-2-2-8/4/2/1
2'	『延喜』三時祭	110-111		二-8-[1-4]-二-退
	『延喜』六月例	101-105	a	[1-8][1-8]-二-8-[1-4]-二-四-8
			b	[1-8][1-8]-二-8-[1-4]-二-四-4
			c	[1-8][1-8]-二-8-[1-4]-二-四-2
3, 5, 10	『皇太』二月例	3-7	a	(四-8-一)(四-8-一)…(四-8)→16-8/4/2/1
3, 5, 10	『皇太』二月例 『止由』二月例	3-7, 32-36	b	(四-8-一)(四-8-一)…(四-8)→8-8/4/2/1
			c	(四-4-一)(四-4-一)…(四-4)→4-8/4/2/1
			d	(四-2-一)(四-2-一)…(四-2)→2-8/4/2/1
6, 10	『延喜』神衣祭	98-100	a	(四-8-四-8-一)(四-8)-出
			b	(四-4-四-4-一)(四-4)-出
			c	(四-2-四-2-一)(四-2)-出
9	『皇太』六月例	8-9	a	(四-32-四-32)-退
			b	(四-16-四-16)-退
			c	(四-8-四-8)-退
			d	(四-4-四-4)-退
	『儀式』伊勢幣	87-88	a	跪-32--8-8
			b	跪-16--4-4
			c	跪-8--2-2
			d	跪-4--1-1
10'	『延喜』負幸	95-97	a	四-16-16-8
			b	四-8-8-4
			c	四-4-4-2
			d	四-2-2-1
12	『儀式』祈年祭	63	a	16-16-16-16
			b	8-8-8-8
			c	4-4-4-4
			d	2-2-2-2
13	『儀式』諸々	69-70, 73-78, 85-86	a	24-称唯-8
			b	12-称唯-4
			c	6-称唯-2
			d	3-称唯-1

がわかるが、どちらかしか記されていなければ、総数がわからない。他方、八開手は、拍手数をそのまま指示するのみならず、掌の視覚的イメージも喚起するため、段と回数とに分割された表記よりも、直接的な記述であるということができる。しかし、八開手は神語でもあり、多くの例では、拍手数は段数で記述されている。段数で記述する利点について、13-1 では、拝の数との関係を明示するため、段数で認識すると拍ちやすいため、総数を

概数として把握するためと述べたが、段数の認識は、次に述べるように、総数への関心とは別に、具体的な拍ち方や、拍手と拝の動作の違いに目を向けさせる。

まず、宣長が両段再拝や対応する拍手を、漢風を装った礼法であるとしたことに注目しよう。4 回を基準とする拝と拍手数の表記は、隋唐の礼法が導入されて以降も存続した。このことは、宣長が述べるように、表記方式が変更されても、4 回という数の認識が維持されていたことを意味する。しかし、掌をどう拍つかに目を向けるなら、拍ち方に変更が生じなかったとは言い切れないのではないだろうか。例えば、一段に 4 回拍つとしても、切れ目を入れずに 4 回拍つのではなく、2 回ずつ拍つ、掌の当て方を変えるなど、分割する認識にもとづいた拍ち方が可能であり、またそれは 2 の冪乗というもう一つの原則にもとづけば、自然な拍手の重ね方である。この時代の拍手について検討するとき、拍手数とは別に、分割して拍たれていた可能性を検討する必要があるだろう。また、宣長は、八開手の認識を、「一度に八づゝ拍ことを云る」とし、一段 4 回の拍手とは区別するが、今日の伊勢神宮でも、切れ目を入れて 8 回拍つ拍ち方が、通常の拍ち方として行われている[*41]。拝についても同様である。八度拝は続けざまに 8 回拝するのではなく、あくまで併せて 8 回の意味である。拍手や拝における数の検討は、切れ目の作り方と切り離すことができないのである。

次に、拝と拍手とがかなり異なる動作であることも忘れるべきではない。拝は、全身による動作であり、跪拝であっても立拝であっても、頭を下げてから上げるまでにそれ相応の時間を要する。そのため、数多く拝するのであるならば、拝しているときにもその回数を覚え数えていなければならない。他方、拍手は掌のみの動作であり、短い拍手間隔で連続的に数多くを拍つことができる。拍手間隔が長い場合には、多くを拍つために回数を確かめながら拍つとしても、拍手間隔が短い場合には、拍手数が多くても、身体感覚としてそれを記憶し拍つことが可能である。拝と拍手のこれらの特徴と違いが、両者における総数の認識、総数を分割する認識とどのような関係にあるかについては、改めて検討することが必要である。拍手にのみ短手と長拍手が区別され時間間隔の認識があること、拍手音は減衰する音であるため短い拍手間隔で拍っても一つひとつを聞き取ることができることも、念頭に置かなければならない。本稿では、拍手一段について、解釈可能な枠組みを広くとり下限を 1 回としたが、こうして拝と拍手の時間間隔や数え方の違いに目を向けるなら、同じ一段でも、拍手一段は拝の一段よりも多数であると想定する方が理に適っているようにも思われるのである。経雅等が述べるように、拍手数が拝の数と同様に敬いの度合いであるならば、拍手間隔を長くして多数を拍つ拍ち方と、拍手間隔を短くして多数を拍つ拍ち方の、それぞれの敬いの強め方の特徴なども、考えてみる価値があるかもしれない。この他、拍手を感情の昂りと認識した守良が、三度の拍手を、悦びの余りと述べていることについても、拍手間隔や回数の記憶という側面から再考する余地があるだろう。

15.2. 拍手数の推移の問題

次に、拍手数の推移に注目する。本稿では、一連の拍手行為をパターンとして見たときの拍手数の推移について検討し、出現しやすく特徴的な拍手数の並びを 14 種の系列として示した。では、これらの並びには、何らかの意味を見出すことはできないのだろうか。

まず、同じ回数の拍手、類似する形式の拍手が反復して拍たれるなら、拍手はその効果を強めることができると考えられる。大嘗祭で順次に拍たれる 1）の系列の拍手、祈年祭で順次に拍たれる 12）の系列の拍手は、繰り返し拍たれることにより拍つことの効果を強めていると考えられる。しかし、本稿で検討した拍手数の推移は、後手拍手を考慮しないなら、多くが減数のパターンにもとづいており、拍手は徐々に数を減らしながら拍たれている。さらに、この拍手の減数の並びには、2）の系列、及び 3）の系列における四段拝と一段拝による囲いのように、拝における減数と組み合わされている例もある。それらの並びは、反復され効果を強めていく形式ではない。減数のパターンのうち筆者が注目しているのは、13）の系列における拍手三段と拍手一段による称唯を挟んだパターンである。この並びにおいて拍手三段と拍手一段が四段を形成していることに着目するなら、「三」という段数は、宣長が指摘するように象徴的な数としての意味を見出すよりも、四段から一段を除した数として認識すべきであることになる。いずれにせよ、減数のパターンの考え方は、両段再拝にように、2 の冪乗により作られる空間的シンメトリーを、時系列に配置する考え方とは別のものである。すなわち、最初の拍手が切り裂く瞬間を作り、後続する拍手により、この瞬間が確かめあわれていく。減数のパターンの根底には、たとえ一連の拍手行為の流れがあっても、最初の打撃のインパクトが維持されていくとする認識があると考えることはできないだろうか。

15.3. 拍手数と儀式空間

本稿では、拍手数にのみ注目したが、同じ拍手数であっても、一人で拍つか数名で拍つか、近くで聞くか遠くで聞くかなどにより、意味や効果に違いを生じさせることは、認識しておかなければならない。本稿で検討した拍手にも、聞かれる位置による聞こえの違いの検討が必要である例がある。例えば、『儀式』践祚大嘗祭卯日では、皇太子が拍手するのは嘗殿、五位以上が拍手するのは大嘗宮南門前、六位以下の人々が拍手するのは暉章・修式両堂の後方である(黒崎 1980:23)。それぞれが拍手する位置が異なるため、聞かれる拍手音もそれぞれ異なり、さらにそれが時間を追って変化していく状況が作られていたと考えられる。本稿では、拍手数のみを検討したが、それは、拍手音の大きさ、高低、指向性、個別拍手と集団拍手などの問題とも関連する。本稿の検討は、これらの問題にも目を向けさせることになる。

16. おわりに

本居宣長は、拍手が自然にしたがって行われる作法であるとしても、一定の制度のなかで拍たれなら秩序を保つべきであると述べた。9 世紀以後の儀式書には、拍手数について比較的詳細に記述されているため、拍手を介在させたこの制度の一端を知ることができる。しかし、一段の拍手数などについては明示的な規則が知られておらず、これまでさまざまな解釈がなされてきた。そこで、本稿ではまずは拍手数について最大限の解釈を許容できる記述の枠組みを用意することが先決であると考えた。もちろん拍手はどの儀式書でも同じように記述されているわけではない。『皇太』から『西宮記』に到るまでの拍手をみても、記述方式に変化がみられ、時代を降る『北山抄』、『江家次第』などでは、拍手数の記述はさらに変化している。本稿の拍手数の検討は、限られた儀式書に的を絞ったものではあるが、一段の拍手数の記述方法について、可能な限りの解釈の余地を残すように設定しているため、拍手数の認識に違いが生じたときの検討にも役立てることができると考える。時代が変わり拍手数や拝の数に異なる認識が生じても、拍手の数の多寡により礼の軽重が表されることに変わりはない。9 世紀と 10 世紀の拍手数を対象とした本稿の検討が、そうした拍手の在り方を再検討するときの手掛かりになればよいと考えている。

註

*1 川出清彦は『西宮記』以前の拍手と『北山抄』以後の拍手を分けて考える必要があると指摘している(川出 1978:132)。なお、『西宮記』の成立年代、『西宮記』と『北山抄』との関係については、所功が検討している(所 1985:101-222; 2001:139-212,252-269)。

*2 本稿の引用文は原則として原文の表記に従っているが、新体字を用いた。返り点は記していない。原文にある補字と注釈を角括弧で示した。

*3「四段拝→短手二段拍→一段拝」を繰り返し、終了後に別宮に移動する。荒木田(中川)経雅の『大神宮儀式解』には、この「四段拝→短手二段拍」は両段再拝と同義であると記されている(中川 1976-2:129)。『大神宮儀式解』については後述する。なお、拍手 6 の「手二段」は、後述する『止由』二月例の拍手 35 を参照するなら、「短手二段」の省略である可能性がある。

*4 経雅は、拍手 8 と拍手 9 に先立つ拝について「四度づつ二度拝むは、合て八度拝なり。手一端は四を一段と打つなるべければ、合て参拾貳拍と見ゆ」(中川 1976-2:212-213)と述べている。この意味については後述する。

*5 経雅は、14-19 の拍手と拝について、「始の四度後の四度合て八度拝なり[……]さて件の拝畢れば、御前を罷りて、荒祭拝所に参るなり[……]本宮にては八度拝八平手両端なれど、荒祭にては四度の拝短手なり」(中川 1976-2:239)と述べている。また、直会後の 20 の後手について順次拍たれていた可能性を示唆している(中川 1976-2:240)。但し、本稿の骨組みには、原文に書かれたままを記した。

*6 経雅は、引用文中の「正殿」は「別宮(荒祭宮)」のことであると述べている(中川 1976-2:259)。

*7 経雅は、この再拝について、「再は上の四段拝にむかへいふなれば、又前のごとく四段拝奉るべし。すべ合せ八度拝なり。[再拝とあるを、ただ例の再拝とおもふはひが事なり、よくよみ味ふべし]」(中川 1976-2:259)と述べている。

*8 経雅は九月例と六月例における短手のこの違いを認識しており、「六月例によりてかく補ひ見るべし」(中川 1976-2:378)と述べている。

*9 群書類従本には、続けて「又更四段拝奉弖八開手拍。次短手一段拍弖。次一段拝奉。」(続群書類従完成会 1929:64) の 23 字が挿入されている。神道体系本は、この挿入が記述の重複であるとの見解を示している。なお、群書類従本を参照したと考えられる鈴木重胤は、この箇所について「同帳神嘗祭(=九月例)條には二度なるに合せて思ふに、此二の又更の内一は衍(あま)れるなゝめり」(鈴木 1939:95,111)と述べている。

*10 西本は、割注に[諸蕃入朝者、不レ拍レ手、群臣亦同之]とあることなどから、外国使客の来朝時には両段再拝・拍手は停められた可能性があると述べている(西本 1997:132)。

*11 三宅和朗によると、神主は平野社の神職ではなく、神祇官人である(三宅 1996 : 45)

*12『儀式』には手拍子を意味する拍手が記されている。例えば、践祚大嘗祭卯日の儀の末尾の一節に、皇太子以下拍手「遷御主基正殿、其儀一如悠紀、皇太子以下拍手及国栖等奏古風等事亦同、寅一刻供主基御膳、進退亦如悠紀(渡邊 1980:84)」とあるが、天皇が正殿に遷御したあと、皇太子以下により拍たれるこの拍手は手拍子である。本稿はこれらの拍手を対象としていない。

*13 訳注日本史料延喜式には「神部の一人が何らかの合図をし、伯以下一同が揃って所定の拍手をする」とある(虎尾 2000:117)。

*14 鈴木重胤の「延喜式祝詞講義」には、衆官以下と共に拍たれる 103 の八開手と 104 の短手について「斎王は候殿の内より共に拝奉給ふ也」とある(鈴木 1939:211)。

*15『延喜式』にはこの他にも手拍子とみられる拍手がみられる。例えば、巻十一太政官の弘延大嘗会の条に「吉野国栖奏古風、悠紀国司引歌人奏国風、語部奏古詞、群官入拍手」(虎尾 1991:468)とみえるのは手拍子である。また、巻二十八兵部の隼人司に「凡践祚大嘗日 … 悠紀

入官人并弾琴吹笛撃百子拍手歌儛人等[弾琴二人、吹笛一人、撃百子四人、拍手二人、歌二人，儛二人]従興礼門参入御在所屏外、北向立奏風俗歌舞。主基入亦准此」（虎尾 1993:283）とあるのも手拍子である。

*16 平野祭は故実叢書本の恒例十一月にはみられない（故実叢書編集部 1952）。

*17 神道体系本には「後拍手一段」、尊経閣文庫巻子本、及び故実叢書本には「拍後手一段」とある（前田育徳会尊経閣文庫 1994-2:113，故実叢書編集部 1952-1:218）。本稿では「拍後手一段」とした。

*18 尊経閣文庫巻子本及び故実叢書本には「倭舞」とある（前田育徳会尊経閣文庫 1994-2:114，故実叢書編集部 1952-1:219）。

*19 神道体系本には「王卿已下」、尊経閣文庫巻子本及び故実叢書本には「王卿已上」とある（前田育徳会尊経閣文庫 1994-4:20，故実叢書編集部 1952-2:150）。

*20 表 2 の上 2 行参照。

*21 三宅の「平野祭の基礎的考察」にある表 1（三宅 1996:38-39）から、『儀式』（71）と『西宮記』（121）との対応、『儀式』（72）と『延喜式』（118）及び『西宮記』（122）との対応、『儀式』（73, 74）と『西宮記』（124, 125）との対応が読み取れるが、本稿ではそれぞれ別々の拍手と認識する。

*22 例えば、密教の修行の一つである拍掌では 3 度両手を拍つ。最初の 2 度は軽く掌を合わせ，3 度目は音を発して拍つ。

*23『皇太』の全注釈は経雅の『大神宮儀式解』が唯一である。なお、経雅は『魏志倭人伝』の縛手にも言及しており「手を拍は御国の古風にて、[異国にもこれを知て、集韻、今倭人拝以二両手一、蓋古之遺法、と見ゆ]その数をかにかくに定むるは事々制法を立し後の事なり（中川 1976-1:446，矢向 2021:31-32）」と述べている。

*24 経雅のこの比例関係の認識の拠り所となるものを、儀式書から時代を降らない史料に探るなら、『中外抄』上 35 に、大中臣近仲（1073-1140）の見解として、「祗候大殿御前。仰云、奉拝伊勢事を先年問親仲朝臣之家申云、再拝両段并八度云々。仍年来用此儀了」（後藤・池上・山根 1997:276, 553）と記されている一節を挙げることができる。再拝両段とともに拍手 8 回を拍つと述べられている。藤森馨の「両段再拝小考」（藤森 2000:126-129）には、この記述を拍手数の検討に供するべきと述べられているが、『中外抄』は 12 世紀の史料であるため、本稿の拍手数の検討では参照するにとどめている。

*25『皇太神宮年中行事』は建久三年（1192）における皇太神宮権禰宜荒木田忠仲の撰録を寛正五年（1464）に荒木田氏経が改訂補足したものである。守良に引用された箇所は、6 月 17 日斎内親王参宮の次第における一節である（胡麻鶴・西島 1980:319）。

*26 半角スラッシュはどれかが用いられることを示す。

*27 [1-8]は 1 回、2 回、3 回、4 回、5 回、6 回、7 回、8 回の可能性があることを意味する。

*28 もう一例加えるなら、本稿では物の受け渡しに拍たれる拍手を取り上げたが、後代には、物の受渡しにおいて、渡す側と受取る側が順次に掌を拍つことがある。例えば、明治 2 年（1869）藤原宣隆撰・賀茂経春閲『祭典略』「祓戸の次第」には、祭主が幣を束ねるときの拍手として、「人々ノ持タル幣ヲ取リ、一ツニ束ネテ、献リテモ宣シ、其時ニハ、手ヲ一ツ拍テ取リ、渡シテモ手ヲ拍ツナリ」（藤原・賀茂 1869:2）、「麻ヲ皆持来リテ、神部ヘ渡シテモ宜シ……其時ニハコレモ手ヲ拍チテ受取レバ、渡シタル方ニテモ、一ツ拍ツナリ」（藤原・賀茂 1869:3）と記されている。

*29 後出 14. 2 の 2）4）も参照。

*30 後出 14. 3 の 7）を参照。

*31 このため拍手 134 は表 2 に反映させていない。

*32 両段再拝と一拝により囲むかたちの八開手を後代に探るなら、『祭典略』の例が興味深い。神前次第には「一拝シ[……]再拝両段シ、懐中ノ祝詞ヲ取出シ、一拝シテコレヲ読ミ、竟リテ一拝シ[……]再拝両段シ[……]八開手ヲ拍チ[……]一拝シ」の順で八開手を拍つ（藤原・賀茂 1869:3）。同書の、祓戸の次第、宮地鎮謝祭、遷宮、釿始祭にも、「再拝両段→祝詞→再拝両段→八開手→一拝」の順がみられる（藤原・賀茂 1869:2, 4, 8, 13, 17）。

*33 なお、3）における後手一段は、この四段拝→一段拝囲いの外側にあると認識できる。経雅の「始にむかへて後手といふ」（中川 1976-2:133）の文は、後手一段が 3）の系列からはずれた拍手であることを示唆している。

*34 *5 を参照。

*35『皇太』六月例の 14-20 では、18 の短手二段拍と後続する一段拝が、繰り返されている。『皇太』九月例の 25-30 では、別宮における四段拝の後の 29 の短手が、短手二段ではなく、短手一段である。また、『止由』六・九月例（38-44, 46-52）では、『皇太』六・九月例のように、直会の時はすぐに後手一段を拍たず、短手を、短手二段→短手二段→短手二段のように順次に拍ってから、後手一段を拍つ。

*36 なお、『皇太』には両段再拝の表記はみられず四段拝のみがある。

*37『江次第抄』二月春日祭に、「今案読了蹄出申返祝師叩手上卿三度イ大臣以下応之西宮云祝詞了再拝両段拍手四度今按西宮謂再拝両段師作法歟」（続群書類従完成会 1969:694）とみえる。引用文中に「返祝」とあるが、川出清彦によると、拍手三度は交互に手を拍ち合わせる返祝詞（合拍手）を意味する（川出 1978:132, 134-137）。

*38 *33 を参照。

*39 表 2 では、階層化されている系列の並びには丸括弧でそれを示した。また、可能な解釈をアルファベットで示した。

*40 後手の解釈については「天の逆手：古事記の国譲りに現われた手拍ちの検討」でも言及した（矢向 2019）。

*41 伊勢神宮では、八開手の拍ち方はさまざまみられるが、続けざまに拍つのではなく、4 回速めに拍ったあと、間を置いて、再び 4 回速めに拍たれている。

引用文献

1）今泉忠義『訓読続日本紀』、臨川書店、1986.

2）荷田春満「大嘗會儀式具釋」『日本国粋全書十八集』、日本国粋全書刊行会、1916、1-177.

3）川出清彦『祭祀概説』、学生社、1978.

4）倉野憲司校注『古事記・祝詞（日本古典文学大系）』、岩波書店、1958.

5）黒板勝美編「日本後紀」『改訂増補国史大系第三巻』、吉川弘文館、1934.

6）黒崎輝人「大嘗祭の基礎構造：天皇の祭祀と官人機構」『日本思想史研究 12』1980:11-28.

7）皇學館大学神道研究所編『訓読注解 儀式 践祚大嘗祭儀』、思文閣出版、2012.

8）故実叢書編集部編『西宮記（故實叢書新訂増補第 6-7 巻）』、明治図書、1952.

9）故実叢書編集部編『内裏儀式・内裏儀式疑義辨他（故實叢書改訂増補第 31 巻）』、明治図書、1993.

10）後藤昭雄・池上洵一・山根對助校注『江談抄・中外抄・富家語』、岩波書店、1997.

11）胡麻鶴醇之・西島一郎校注『皇太神宮儀式帳・止由氣宮儀式帳』、神道大系編纂会、1979.

12）胡麻鶴醇之・西島一郎校注『神宮雑例集・皇代記・皇太神宮年中行事他』、神道大系編纂会、1980.

13）坂本太郎他校注『日本書紀 下（日本古典文学大系）』、岩波書店、1965.

14）鈴木重胤『鈴木重胤全集 第十二巻』、鈴木重胤先生学徳顕揚会、1939.

15）増補史料大成刊行会編『小右記（増補史料大成別巻 2）』、臨川書店、1965.

16）続群書類従完成会編『江次第鈔（続々群書類従 第 6）』第六法制部、

国書刊行会、1969:605-718.
17) 続群書類従完成会編『止由気宮儀式帳(群書類従 第1)』第一神祇部、続群書類従完成会、1929:45-71.
18) 薗田守良『神宮典略(前篇,大神宮叢書)』、臨川書店、1976.
19) 次田潤『新版祝詞新講』、戎光祥出版、2008.
20) 土田直鎮・所功校注『北山抄』、神道大系編纂会、1992.
21) 土田直鎮・所功校注『西宮記』、神道大系編纂会、1993.
22) 東京大學史料編纂所編『中右記』、大日本古記録、岩波書店、1993.
23) 所功『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、1985.
24) 所功『宮廷儀式書成立史の再検討』、国書刊行会、2001.
25) 虎尾俊哉校注『延喜式(上)』、神道大系編纂会、1991.
26) 虎尾俊哉校注『延喜式(下)』、神道大系編纂会、1993.
27) 虎尾俊哉編『延喜式(訳註日本史料,上)』、集英社、2000.
28) 虎尾俊哉編『延喜式(訳註日本史料,下)』、集英社、2017.
29) 中川経雅『大神宮儀式解(前篇,大神宮叢書)』、臨川書店、1976-1.
30) 中川経雅『大神宮儀式解(後篇,大神宮叢書)』、臨川書店、1976-2.
31) 西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』、塙書房、1997.
32) 藤森馨「再拝両段小考」『大倉山論集 45 集』、2000:125-130.
33) 藤原宣隆撰・賀茂經春閲『祭典略』、氣吹舎塾刊、1869.
34) 前田育徳会尊経閣文庫編『西宮記(尊経閣善本影印集成 1-6)』、八木書店、1993-1995.
35) 三宅和朗「平野祭の基礎的考察」『史学 66(1)』、1996:33-66.
36) 本居宣長『本居宣長全集 第一巻』、筑摩書房、1968-1.
37) 本居宣長『本居宣長全集 第十巻』、筑摩書房、1968-2.
38) 本居宣長『本居宣長全集 第十二巻』、筑摩書房、1974.
39) 森田悌訳『日本後記(上)』、講談社学術文庫、2006.
40) 矢向正人「天の逆手:古事記の国譲りに現われた手拍ちの検討」『芸術工学研究 31』2019:19-40.
41) 矢向正人「魏志倭人伝に現れる搏手からの検討」『芸術工学研究 34』2021:19-36.
42) 渡邊直彦校注『儀式・内裏式(朝儀祭祀編 1)』、神道大系編纂会、1980.
43) 渡邊直彦校注『江家次第(朝儀祭祀編 4)』、神道大系編纂会、1991.